

## 国籍のない子どもたち

ケリー正代、1980年『青い海』93号（6月号）pp.13-36

1979年国際児童年を契機として、無国籍児童の存在がクローズアップされ、関係者の耳目を集めたことは周知の通りである。しかし、そのとらえ方はあくまでも、非常に特殊な問題としてであり、善良な市民とは全く関係ない問題との認識しかない。私は声を大にして訴えたい。これは沖縄という地域社会全体の問題であり、そのような社会の認識がない限り、この問題は法律的にはともかく、社会的に解決しないということ。

政治家ならずとも新聞の死亡広告を注意して見ている人は多いと思う。私もその一人であるが、私の関心と興味は死亡広告の中にカタカナの名前を見つけることである。社会的に高い地位にあり、まさかこんな人の娘がアメリカと結婚しているとは思えないような人の親族の中に、カタカナの名前を発見することがある。孫の名前も載っている。この人は生前どの程度婿や孫と交流があったのだろうか、在アメリカとなっているがはたして葬儀に婿や孫は列席するのだろうか、この功成り名を遂げて亡くなられた方は、遠くへ行った娘のことだけが気がかりだったのではないだろうか、等々一片の死亡広告から私の想像は広がってゆく。そして結論はやはり、沖縄には国際結婚が多いにもかかわらず、社会にその認識がないということである。

国際結婚とそれから派生する諸問題、国籍、離婚、音信不通、混血児、扶養義務怠慢等が自分の周囲、親戚、職場関係に全く無い、と断言する人の多くは認識不足である。

県内における国際結婚の数は、年間約四百組と言われている。在沖米海兵隊従軍牧師事務所の主催する「結婚準備講座」なるものがあり、

沖縄勤務中に結婚を希望する海兵隊員は、この講座への出席が義務づけられている。毎月一回正味3時間のこの講座に毎月新しいカップル20組以上が出席する。私は過去2年余この講座のカウンセラー兼通訳をつとめてきた。軍法務官による結婚手続の説明、映画による金の賢い使い方、国際結婚のカップルを招いての体験座談会、そして牧師のよい結婚をするための心がまえと文化の相違にどう対処するかが講座のあらましである。

海兵隊員と日本人女性の結婚が多い割には成功例が少ないため、海兵隊当局としてはこのような講座をもうける等制度上できるだけのことをしているのであるが、相変らず離別、離婚が多いのである。この講座で会った女性が、3ヶ月後には離婚の相談に来たり、あるいは反対に、離婚手続援助中の女性が、離婚成立までにまだかなり時間がかかるにもかかわらず、新しいボーイフレンドと講座に出てきたりする。おまけに妊娠していたりすると、ケースワーカーとしては来たるべき問題を予想して憂うつになってしまう。生まれて来る子は前夫との婚姻継続中に懐妊されたので、前夫の子としての嫡出推定を受け、出生届が出せなくなるのである（このことについては後で詳しく述べる）。しかるに本人達はうれしそうな顔で、子供ができるのだから早く離婚し、結婚したいからよろしくお願いしますと言うのである。

そもそも結婚しなければ子供の籍の問題は起ってこない（例外・胎児認知）。県内の混血児の多くは、父母の正式婚姻によらず生まれた子供達で、母の戸籍に非嫡出子として就籍しているので、立派な日本人である。しかるに一般の日

本人は、国籍と人種を混同して考えているので、混血児イコール外国籍（心情的には非日本籍。自分達と同じであっては困る、あるはずはないとの発想）の図式をつくっているのである。

単一民族で単細胞の日本人は、神代の昔から日本人は中肉中背の黄色人種であり、色がつき過ぎてても少くてもいけないとのコンセンサスを持ち続けてきた。そのため、福祉行政の最先端にいる人達から、国際福祉相談所（元国際福祉沖縄事務所）という民間の一社会福祉機関に、混血児が生まれたが母親に出産費用負担能力がないので、米軍関係にそのような基金はないであろうか等という問合せがきたりするのである。

世間一般に国際結婚や混血児の問題は、アメリカの責任であって地域社会のものでないとの考え方がゆき渡っている。おかしいのは、世間のみならず、混血児をかかえる母親までが、自分の子はアメリカ人の血をひいているから、アメリカから奨学金等がでてもいいのではないかと考えていることである。

これは戦後長きにわたって、何か事あれば悪いのはアメリカ人であり基地のせいであるとの考え方が、沖縄人の思考パターンとなっているひとつの表れと言えよう。男女が双方の合意により同棲し、子供が生まれ、その後別れた場合もこのパターンにあてはめて、女子供を捨てたのはアメリカ人であり、捨てられて同情を買うのは女性側ときまっている。当事者の女性もそのように思い込んで、自ら同情している。被害者意識のみでは、解決できる問題も解決せず、問題の本質が見失なわれてしまう。もう戦後でなくなったこの際、戦後裏面史としてアメリカ人をだました話の特集をして、35年間の溜飲を下げるのも、ひとつの精神衛生法であろう。

話を本題に戻して、どのようにして無国籍児ができるかを説明したい。これに取扱った無国籍児ケースは次の4つのタイプに分けられる。

## 胎児認知による無国籍

正式婚姻によらず妊娠したが、私生児ではあっても認知してもらっておいた方が、将来子供がアメリカへ行く時の身許引受人になってもらったり、母に万一のことがあれば父に引取ってもらったり、あるいは認知したからには父として養育費でも送ってもらえるのではないか等の期待をもってまだ生まれない子を認知してもらい場合がある。また妊娠後不仲になったが、正式婚でないため慰謝料等の請求ができず、その見せしめに認知させる場合もある。いずれの場合も生まれてくる子供の福祉は全く考えられていない。一担胎児認知してそれを出生前に母の本籍に届出ると、国籍法第二条により父が知られているため、当然に母の国籍をとることができなくなるのである。

反対に先日カテナ基地内で発見された捨子は、人種的には父母とも白人であることが容易に推定されるが、同じく第二条の日本で生まれ、父母が共に知れない場合に該当し、日本国籍を取得した。一番望ましいのは、胎児認知届を受理する前に、将来無国籍になる可能性を本人に知らせることであるが、市町村役所の戸籍係は、書類の形式さえ整っていれば受付けるとのことで、警告をすることまでは仕事ではないとの考え方である。

また認知についての日米の考え方の相違も大きい。日本人にとって戸籍に父としての名前が載れば、心理的社会的にプレッシャーがかかると思うのであるが、アメリカには戸籍制度がないため、単にその場だけ自分が父であることを認めるだけで、何の責任も生じない。

しかしそれで子供の母がよろこぶのであれば、金が一銭もかかるわけなし、お安い御用となるのである。認知とは父の名が知れるという以外に何のメリットもない上、万一養子縁組等になると父の同意書が必要とのことで、面倒

なこともでてくる。

### 子に米国籍を与える法的資格を有しない米国籍父親の子＝純粋無国籍

アメリカ合衆国移民及び国籍法第三〇一条(a)(7)「合衆国及びその海外属領外において、両親の一方が外国人で、他の一方が合衆国市民であって、合衆国市民たる親が、合衆国もしくは海外属領に通算10年以上、その10年のうち少くとも5年以上は14歳に達してから事実居住した者より出生した子」は米国籍を取得する。国際結婚して子が沖縄で出生し、そのうち両親が離婚して母が子供を引取り、引続き沖縄に居住するというケースは非常に多い。その場合母に引取られた子は、自ら米国籍をもつが、自分の子に米国籍を与える資格がない。しかるに、その子が正式に結婚した場合は、生まれてくる子は父が米国籍であるので母の戸籍には入れない。両国の法律の狭間に置き忘れられた問題である。

### 未就籍無国籍

正式婚姻により生まれた子であるが、父が行方不明で、米国領事館へ提出する必要書類が取りそろえられない場合。父の出生証明書、居住条件を証明する書類、親子関係を証明する宣誓供述書等は、アメリカのプライバシー法により、本人の署名がなければとることはできず、いつ迄たっても整わない。印鑑と委任状で誰でも他人の戸籍抄本をとれる日本ではあり得ない問題である。

### 婚外子無国籍

最も多い無国籍児のタイプである。夫と法律上は婚姻継続中の母が、夫と別居中他の男性との間に子を生むと、子は法律上の夫の子としての嫡出推定を受ける。あるいは、離婚しても、離婚成立後300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定される。

アメリカにいる夫と別居、もしくは夫と音信不通になり、離婚もできない状態で、他の人の子を生むのは非常に多い。これらの母親の多くはもう長い間行方不明だから、離婚が簡単だと考えているのである。行方不明者との間の離婚は、行方不明の証明等を提出するため、書類集めが困難で、大変時間がかかるのである。

昨年来法務局では、無国籍児につき、無国籍の証明があれば簡易帰化を認めるとの方針を再確認しているが、簡易と名がついても決して簡単でないのは当然である。無国籍の証明とは何をさすか、米国領事館では〇〇〇〇は領事館の記録にないとの書類は発行できるとのことであるが、それでは日本語の人も誰でもとれるし、名前も出生届がどこにも受理されていない以上、届出用紙に記入し、通称として使っているだけで、確定したものではない。簡易帰化でも多くの必要書類を整えて行かなければ、窓口で受付てもらえない。受付後に比較的簡易に許可されるのであっても、受付までが大変な作業である。

このように考えてくると、個々のケースにつき、現在の法律の範囲で努力するだけでは無国籍児の問題は根本的に解決しない。今日でも婚外子無国籍の子供は生まれつつあるのであり、決してなくなることはない。他の欧米諸国のように母親でも子に国籍を与える資格を持たなければこの問題はなくなる。それはすなわち憲法に言う男女平等の原則にも合致するということで、現在2件の訴訟がでているので、その行方を注意深く見守りたい。

最後にケースワーカーとして実際に取扱った事例を紹介したい。

平山安子はアメリカ人スミスと正式婚姻し、長男ができた。その後スミスは他に女をつくり外泊することが多くなったので、話し合いのうえ安子とは別居することになった。しかし法律

上、まだ妻であるため、軍のIDカードが使用でき、軍での買物ができた。そのため安子は離婚を急がなかった。そのうちスミスは友人にすすめられて麻薬の密売を手伝い、日本の警察に逮捕された。安子はスミスとのかかわり合いを恐れて離婚の準備をすすめた。

その当時親身に相談にのってくれたのが、現在の夫金城であった。金城の知人を通じて、英語のわかる弁護士を紹介してもらい、ようやく離婚が成立した。スミスはこの間起訴され、裁判を待っていたが、軍の仕事もし、基地外への外出もできる自由の身であった。安子は長男を手離したくはなかったが、アメリカ国籍であり、混血児と言っても白人に近い顔立をしていたので、金城の求婚もあり、スミスの母に引取ってもらうことにした。

離婚成立時、安子は既に全城の子を懐妊していた。離婚後6ヶ月の待婚期間を過ぎ、安子と金城は結婚し、間もなく男の子が生まれた。金城は長男であるので、金城もその両親もよろこびであった。両親は勿論安子が国際結婚していたことを知らない。ところがこの男の子の出生届が受付られなかったのである。離婚後300日以内に生まれた子は婚姻中に妊娠したと推定されるからである。誰が見ても純粋の東洋人の子であり、金城によく似た色の浅黒い子である。にもかかわらず白人スミスの子と推定されるといわけである。

安子にしてみれば自分は正式に再婚しているだけに、子供に籍がないのは耐えられないことであった。仕事の都合ということで、長男でありながら、金城は本籍を現住所に移し、親の目から未就籍の事実をかくした。同時に友人の紹介で国福祉沖縄事務所に援助を求めた。国際福祉沖縄事務所は米国のスミスに手紙を出したが、転居先不明で戻ってきた。軍の方へ問合せみたが、裁判で執行猶予の判決を受け、本

国送還不名誉除隊で連絡先なしとの返事であった。国際福祉沖縄事務所の顧問弁護士と相談し、親子関係不存在確認の訴を家庭裁判所に出した。しかし、夫の血液型の証明その他、医学的・生物学的のこの子がスミスの子でないことの証明は大変困難で、決定的資料に欠けるとして結局認められなかった。

そうこうするうち二男が生まれた。二男は問題なく二人の子として出生届が出せるのであるが、出せば、二男が戸籍上長男として記載されてしまい、長男の籍ができた時困るため、届出をひかえた。金城も安子の過去を十分理解の上で結婚したのであるが、何度も家庭裁判所に足を運んだ上結局長男の就籍ができず、持って行き場のない怒りを酒でまぎらわすようになった。理由がわかるだけに安子は針のむしろに坐る毎日であった。夫にも二人の子供にも申訳ない。二人の子供を連れて家を出ることも考えたが、子供をかわいがっている夫の両親のことを考えそれもできなかった。幸い子供達は元気で風邪もひかず成長していった。夫は職場で、会計係より早く子供達の住民票を出して扶養家族の申請をするよう言われ、いたたまれず会社をやめた。予防注射のシーズンは安子にとってつらい時期であった。となり近所の人からいっしょに行こうと言われ、籍も母子手帳もないので受けに行かれず、一・二度は風邪で具合が悪いことにしたが、それも毎回は使えず、またアパートを移らなければならなかった。

長男は四歳になっていた。入園入学の問題もあり、もう一度、今度は実父に対認知請求するという訴えを家庭裁判所に提出した。特別のケースとして国際福祉沖縄事務所よりこれ迄の事情を詳しく説明し、スミスとの間に生まれた子とこの二人の子の写真等手持資料をすべて出して、裁判官の判断にゆだねた。安子は切々とこれ迄の経過と現在の心境をつづって提出した。

待つこと一年余、ついに認知請求が認められたのである。安子のよろこびは一入であった。早速籍もでき、長男は今春から幼稚園に入園、安子をはじめて幸せな日々を実感としてかみしめている。国民健康保険にも加入したので、子供達はいつ病気になっても大丈夫と考え、はっとして、病気にはやはりならない方がいいのにこんなことを考えてと安子は長かった日々をふり返っている。

### 無国籍児に光を — 父系主義から両系主義へ —

ケリー正代

法制審議会国籍法部会がこのほど国籍法改正に関する中間調査を公表し大きな話題をまきおこした。中間調査の骨子は父系主義から両系主義への画期的変化である。つまり子供に国籍をあたえる制則について男女間に差別がなくなるということである。異人の養子縁組制度がすすんでいる各婦人団体は一種この中間調査を歓迎している。基地の島根県の歴史博物館へおわれれらることは、国籍法改正によって無国籍児が発生しなくなるという観点からの中間調査に大きな期待を寄せており、今後最終審議まで注意深く見守っていかねばならぬ。

国籍法改正への理解を深めるにはまず無国籍児が発生する仕組みを説明する必要がある。まずわが国が採用している四つのタイプを紹介した。

●**婚姻による国籍** 正式婚姻により生まれた子が、私生児ではあっても認知してもらおうと父が、母が子供がアメリカへ行く時の身許記入に記してもらったり、

母に万一のことがあれば父に引取ってもらったり、あるいは認知したからには父として養育費でも送ってもらえるのではないが等の期待をもってまだ生まれない子を認知してもらおう場合がある。また妊娠後不仲になり、その見せしめに認知させる場合もある。いずれの場合も生まれてくる子供の籍姓は全く考えられていない。一旦胎児認知してそれを出産前に母の本籍に届出ると、国籍法第二条により父が知っているため、当然に母の国籍をとることができなくなるのである。

反例に先白カチ基地内で発言された椅子は、人種的には父母とも白人であることが容易に推定されるが、同じく第二条の、日本で生まれ、父母が共に知らない場合に該当し、日本国籍を取得した。一番望ましいのは、胎児認知届を受理する前に、将来無国籍になる可能性を本人に知らせることであるが、市町村役場の戸籍係は、書類の形式さえ整ってしまえば受け付けるということで、警告をすることまでは仕事ではないとの考えである。

また認知についての日本の考え方の相違も大きい。日本人にとって戸籍に父としての名前が載れば、心理的社会的にアンソニーがかかると思われるのであるが、アメリカには戸籍簿がないため、単にその場だけ自分が父であることと認めるだけで、何の責任も生じない。

しかしそれで子供の母がよろこぶのであれば、金が一銭もかかるとはなし、お安い御用となるのである。認知と

は父の名が知れるという以外に何のメリットもない上、万一養子縁組等になると父の同意書が必要とのことで、面倒なことまでしてくる。

●**子は国籍を身えるが養育費を有しない米国籍の親子親縁無国籍** アメリカ合衆国移民及び国籍法第三〇一条(a)(7)「合衆国及びその海外属領外において、両親の一方が外国人で、他の一方が合衆国市民であつて、合衆国市民たる親が、合衆国もしくは海外属領に通算一〇年以上、その一〇年のうち少なくとも五年以上は一四歳に達してから事実居住した者より出生した子は米国籍を取得する。国際結婚して子が沖繩で出生し、そのうち両親が離婚して母が子供を引取り、引續き沖繩に居住するというケースは非常に多い。その場合母に引取られた子は、自ら米国籍をもつが、自分の子に米国籍を与える資格がない。しかも、その子が正式に結婚した場合は、生まれてくる子は父が米国籍であるので母の戸籍には入れない。両国の法律の狭間に置き忘れられた問題である。

●**未承認無国籍** 正式婚姻により生まれた子であるが、父が行方不明で、米国籍申請へ提出する必要書類が取りそろえられない場合、父の出生証明書、居住条件を証明する書類、親子関係を証明する宣誓供述書等は、アメリカのブライビー法により、本人の署名がなければとすることはできず、いつまでも整わない。印鑑と委任状で誰でも他人の戸籍簿本をとれる日本ではあり得ない問題である。

●**母子無国籍** 最も多い無国籍児のタイプである。夫と法律上は婚姻継続中の母が、夫と別居中他の男性と間に子を生むと、子は法律上の夫の子としての出生推定を受け、あるいは、離婚しても、離婚成立後三〇日以内に生まれた子は、前夫の子と推定される。

アメリカにいる夫と別居、もしくは夫と通信不通になり、離婚できない状態、他のの子を生むのは非常に多い。これらの母親の多くはより長い間行方不明だから、離婚が簡単だと考えているのである。行方不明との間の離婚は、行方不明の証明等を提出するた、書類集めるが困難で、大変時間がかかるのである。

昨半米法務局では、無国籍児にできる無国籍の証明があれば簡易帰化を認めることの方針を再確認しているが、簡易と右かついても決して簡単ではないのは当然である。無国籍の証明とは何をさすか、米国籍申請では〇〇〇は領事館の記録にならざる書類は発行できることとなる。簡易帰化でも多くの必要書類を揃えなければ、窓口で受け付けてもらえない。受付後に比較的费用に計られるのであつても、受付までが大きな事業である。

このようにみえてくる国籍法改正の必然性は明白である。子の出生にあたり父が誰か確認しなくては、この母からこの子が生まれたという明白な事実を受け入れる方が理屈にかなつてくる。

(国際福祉相談所 ケー・スティー・フリーランド)

ことばのジャーナル 無国籍児に光を



ケリー正代でございます。現在、国際福祉事務所でケースワーカーとして勤務しています。

今、ケリー正代という事で紹介をいただきまして、どうも日本人らしからぬ、けしからぬという事、若い皆さんだったらたぶんお感じになったと思う。私は国際結婚しておりますが、私の国籍をアメリカだと思ふ方、お手をあげになって下さい。「アメリカだと思われませんか」はい、もっともな事だと思います。国籍が変わるのは人間が生まれまして、皆さんは生まれる事によって両親が、あるいは父親だけでいいんですが、日本籍である事によって当然日本籍を取得されました。これが一般的な国籍の取得です。当然に付与される。もう一つの国籍のとり方は、皆さんが、アメリカ人になりたければ、帰化申請すればアメリカ人になる事ができます。世界各国で国籍をうる方法は、出生によるものか、帰化によるかこの二つしか方法がありません。ですから結婚も離婚も養子縁組みもその他もろもろのことは全く国とは関係ないわけです。ですから私の国籍は、私がアメリカへの帰化を希望していませんので、日本人である事に非常に満足していますから日本籍であります。そうすると名前がおかしいのではないかという問題がでてくると思います。

皆さんは結婚のことを籍がはいるとか入籍するとか、そういうふう generally 使います。これは国際結婚にあてはまらないわけです。国籍、戸籍のある国々におきましては、籍がはいるという事はつまり正式婚を意味するわけです。ところが世界中で戸籍制度、我々の

ものに類似したものをもっているのは中国ですね。それから韓国、それも、純然たる我々のいう戸籍とはちがいます。なにしろ、おじいさんから何からあらゆる人の名前がブルーとでてくるという、これはタイもそういったものです。つまり戸主がおじいさんであれば、おじいさんからの関係によって家族名簿というんですが、戸籍がつくられてきます。そういう風に大家族制度の名ごりの残っている東南アジアの国々で、ほんの少数の国だけが戸籍というものをもっているわけです。ですから、たとえば、比嘉太郎さんと金城花子さんが結婚します。そうしますと、二人につき、新しく戸籍を編成することになります。二人共、もとの親の籍から、戸籍が抹消されますね。そして二人の籍が一緒になって、本籍ができる。新しく又、戸籍がはじまるわけです。

国際結婚において相手方に籍がありませんから、新しく戸籍を編成する所がありません。それで戸籍をもっていくません。またとりません。ところで、戸籍の欄の出生の所がありますね。上の方に、そこに何月何日アメリカ国籍誰々と婚姻届出何月何日、それだけが書かれるだけで、ペケにならないわけです。ということはもとの籍、金城さんのお父さんが、金城一郎さんであれば、金城花子さんは、金城一郎という所の戸籍の中に長女花子というふうに書かれる。そうすると、この戸籍にあるものは、全部同一の籍に編成されているのです。一つの戸籍にあるものは同一の氏を称します。ですから、この金城花子さんは国際結婚をしても、スミスさんと結婚しても金城花子である。これは日本側の考え方から言えば金城花子なわけです。ですか

ら新婚旅行に行く事で、その夫スミスさんと結婚します。そしたら、パスポートを申請します。そうしますと、パスポートは戸籍によって申請しますので、国籍の証明です。パスポートというのはそうしますと金城花子というパスポートができるわけです。そうしたら、夫のスミスさんがおこるわけです。結婚したのにけしからんと。そういう時には婚姻証明書を持っていきまして、それをみせる事によって、パスポートの名前が、ローマ字で記入されます。そのうしろに、かっこつきで花子スミスというものが記入されるわけです。養子縁組などの場合もすべてそうなります。それで花子さんが、その国籍、アメリカ国籍を得て、そしてそれを届けることによってはじめて、アメリカ国籍取得の届け出につき何月何日受理、それで抹消しますということではじめて、そこでペケになります。

ですから私の場合は、もとの姓も正しいです。日本国内の法律行為はすべて戸籍、住民票をもとにしますので私は、ケリーという名前と関係なく、もう一つ名前をもって結婚前と同じように印鑑登録をしています。ところがアメリカではケリー正代というのが又、正しいわけですので、両方を使いわけるといふか、そういう形で使って生活をしております。今、国際結婚を考える会などの人々の間では、何故ケリー正代という名前で戸籍ができないかという運動があります。私は、それは非常に無理があると思うのです。日本の国のいろんな戸籍の根底をなしているのが、やはり、このいわゆる日本人らしい氏をもって、そして日本人の名前をもったもの。混血児の場合、最近は大塚ジミーだとか、いろんなそういう名前もカタカナの名前が名前としては受理されます。混血でなくとも、エミーとか、何とかリカとかいうのはもう、英語か日本語かわからないわけです。そういう意味で、名においてはかなり、いろんな名前が認められ

ています。しかし氏をかえるという事は、名つまり、ケリーという名前の戸籍をつくるということ、そんなことは私が考えたら、あんまり正当な要求ではないように思うんです。いろんな考え方があります。国際結婚と申しますのは、非常に複雑な法律、両方の国の法律の間に行われることなんですけれども、それはあくまで私的な行為なわけです。でも結婚は国家とは関係ありません。個人の両性の合意に基づいて結婚するわけです。ですからそこに、国際とか何とかがあったはずはないわけです。実際は、私は誰々と結婚しました。たまたまその人がアメリカ人でした。あるいはパキスタン人でした、という事になると思います。ですから国際結婚というのはふつうの結婚と区別してですね、何か特別のこのように考えるというのは今の世の中では非常に遅れていると思います。

今、よく国際結婚や、混血児の問題を米軍基地と直接結びつける政治的な団体もありますけれども、今我々が現場で仕事をしていまして個人の資格で、沖縄の女性、あるいは男性が、世界各国におもいもかけない所に行って、思いもかけない人とどこかで結婚して失敗して帰ってくる。たくさんいます。失敗でなくても、いろんな問題がそこから起るわけです。そういう場合に本当に政府がもっとですね、例えば日本国籍をもっている日本国民を守るという立場から、もっとこのような事に対して積極的に取り組んでいかなければ、絶対に日本は世界的な潮流にも遅れていると思います。ちょうどいい機会ですので、国際福祉の仕事を少々紹介させていただきます。

国際福祉と申しますのは、まず一九五八年に国際社会事業団沖縄代表部としてこちらにできました。その前に戦後の混乱期に、いろんな混血児たちが捨てられました。そういった時代があったわけです。その子たちを集めて、コザの

方でハーフェイホームというものを篤志家がつくってやっておりまして、その中からアメリカ人の人との養子縁組とか、そういう仕事をしていたわけです。それを国際社会事業団という公の機関が取組むということです。沖縄代表部が設置されました。国際社会事業団といいますのは、一九二四年に、ヨーロッパの方で第一次世界大戦後にいわゆる陸続きですから大戦によっていろんな家族がちりぢりになったり、いろんな所に出稼ぎ労働がはじまったりして、人々が自分の国にとどまらずに動いた時代なんです。そうしますと、こっちに出稼ぎにいらっているうちに死んじゃった。あるいはこっちでどうしたとかいろんな問題があって自分自身だけでは解決できない問題がある。それまでは、教会とか事業団体とかにたよっていたんですが、それではどうも手に負えなくなりまして、一九二四年に国際社会事業団というものができまして、スイスに本部を置いております。各国に主な代表部を置いているのです。それが沖縄代表部だったわけです。ところが、もちろん東京にも日本代表部があったのです。そうしますと復帰に伴って、どちらの代表にするかというやはり、沖縄県と東京都では、何でも代表部は東京にもっていくのが日本の考え方です。それで問題は非常に多かったにもかかわらず、沖縄代表部がクローズするということになりました。それでこれらの問題をすてておいてクローズしていいかという事で理事会が中心になりまして社会福祉法人として、組織を改めて現在に至っているわけです。ですから名称は変わりましたが、事業は二五年前からずっと続けております。どういような事をするかといいますと、いろんな問題をとり扱うのですが、いわゆるふつうのお役所あるいはふつうの福祉団体がとり扱えないような問題とか、それには、国際結婚から派生するいろんな問題、子供の籍の問題も

ありますし、子供の教育相談、いわゆる非行の問題ですね。特に、これは最近非常に多いわけです。経済的な問題が、戦後ずっと主流をしめていたのが、最近ではそういった問題じゃなくて、もっと心の問題に移ってきています。ですから十代の子供達がいわゆるアイデンティティのクライセスという時期を迎えた時に、そこにおける人種的な問題、アイデンティティに対する危機そういうものが混血時の場合には、非常に又たくさんあるわけです。それは種族間の問題とか、そういったものが全部含まれてくるわけですが、そういうものを相談を行っています。それから夫婦で、国際結婚をしても言語がよく通じない人達が圧倒的に多いわけです。ですから私共が国際結婚講座などにできると、皆様は今は楽しいから、アイラブユーとギブミーマニーで生活できるかもしれない。でも、その二つでは結婚生活は長続きしないという事を本当に口をすっぱくして話しております。絶対にケンカができる位に、英語を絶対勉強してほしいという事です。国際結婚のカウンセリング、問題を持ちこまれた場合に、まず言葉の通訳という問題があります。ケースワーカーとして、そしてその他に言葉だけではなくして、価値感の通訳、いわゆる相手がいいと思ってやったことでも、こちらの文化では異なる意味を持っているとか、そういう事がありますので、価値観の通訳、といったものも入ってきます。つまり日本では話さなくてもわかるという文化です。お話ししなくてもお互いに心が通じ、そんな事言わなくてもわかるじゃないかという、そういう基礎的な文化があります。アメリカでは、欧米の文化は話さなければわからないということです。ですから何で毎日奥さん達がこの人うるさいんです。しょっちゅう「愛しているか」、「愛しているか」ときくのです。そんな事結婚したんだからわかっているじゃないか、も

うるさいという事です。だからこういう風には話します。アメリカ人はあなたが愛していると言ったり、行動に表わさなければ、愛してないと解釈します。だからそんな事おやすい御用じゃないですか、毎日「愛しています」と言ってあげたらいいでしょう。それによって生活が円満にいくのであれば、それがいいわけです。そういうことごとく小さなことでちがってくるのです。お互いに自分のものさしで人をはかろうとしますので、そこに大きなギャップが生じてきます。日本人の場合には一本の物差で、スタンダードが一つですからね。単一民族で、あたしの物差で皆さんをはかってもだいたい同じだと思うんです。アメリカでは物差が一人一人によって、物差がちがうといっても過言でなくらいにスタンダードがちがいますから、自分の事から類推して人を決めつけたり、おしはかるという事ができないわけです。そういう事のいろんなおもしろい場面に遭遇する事もあります。

例えば、ねむげざましにお話ししますが、こういう事がありました。若い夫婦がきて、もうこの人とは一緒にすめないということをいうのです。もう両方ととっても一緒にすめない、どうしてかと別々にきいてみますと、問題はこうなんです。子供が生まれて、妻の方が百日写真をとりたいと言った。そしたら夫が百日写真なんか、あんな写真館に行くと、皆さんご存知かもしれませんが、二万から三万位かかるんです。そうしますと、「そんなものもらないで、自分が友達からカメラを借りてきてとってやるからいいよ。」という、そしたら奥さんが「そんなのじゃダメだ。」と、「額縁にはいった、ちゃんとしたもの。」それじゃ、紙を買ってきて額縁を作ればいいじゃないかというわけですね。そして、若い夫婦はまだお金がないわけですから、そういう風な事をしていて、じゃあ、もうい

いよという事でそのままねた。ところが奥さんは翌日、お姉さんの所に行ってこっそりとお金を借りて百日写真をとった。その事がわかって、もうケンカになったわけです。これは両方も正しいわけです。彼の言っているのは絶対正しいです。彼女の言っているのも正しいです。一生に、百日写真というのはこの日をのがしてはならないわけです。裸にして、きれいにしてとりた、そして、と国際結婚というのはいろんな問題がありますから、孫ができるのと両親との大きな和解の道になります。これをお世話になった人に配りたい。親にみせたい。これは自分達の結婚をよりよく認知してもらうための、妻にとっては又、そういうニードは絶対にあるわけです。だからそういう事でお互いにどっちも意図としては悪くないのに結局ケンカをしておる、こういうのが非常に多いわけです。もう一人の夫婦はもう年令いっているんですが、その人達がきて二人とも一緒にどうしてもすめない。なぜかというと、自分が友達を呼んで、日曜日にパーベキューをしようと思ってソーキブニリブを買っておいた。そうすると妻が、それを変なおつゆにしてしまった。というわけです。そういう事がたびたびあるので自分としてはもうがまんができない。こんなくさいへんなおつゆは食べられない。リブというのはパーベキューをしたら一番おいしいのだというわけです。すると奥さんの方はソーキはソーキブニにして汁にしていたら、一番おいしい。昆布をいれたら味がでて非常においしいというわけです。これももうどっちも悪くないわけです。ただ文化がちがうだけで本当に、こういうのは知っている人は笑ってすませられますけれど、本人達にとってこれは離婚するかどうかの問題になってきているわけです。主義主張がちがっても、あるいは一緒にくらせるかもしれません。でも小さな事でもそういつちがいがいいという事は

非常に日常生活を危機におとしれます。その中で夫としては不満があればいいじゃないかという文化。妻としてはこれ位のこと、態度をみて怒っているのはわかっているでしょ、と何を怒っているのか、そんな事きかないでもわかるでしょ、というんです。こういう事ですと、いつまでたっても解決が見つからない。ですから、そこに専門家がはいってくる必要があるわけです。まあ、法律に関係する話になりますと、色んな国際結婚におきましては、いろんな問題、法律にかかわる問題がでてくるわけです。

その中で、例えばこんな事件があります。夫婦間調整事件、いわゆる離婚の事件で、夫が暴力を振うので、妻が離婚したいという事で、私共は遠慮して申し立てをしました。ところが家庭裁判所から呼び出し状がいても夫はでてこないわけです。でてこなければ調停は流れます。次の期日を設定して、こんなのをくり返していても、たとえてこなくても、そういった調停事件においては、呼び出し状、召還状はいかないんです。法的に必ずこさせるという事はないわけです。できなさいと、あなたの妻から申し立てがあるからきて話し合いをしなさいという。そういう催促しかできないわけです。ところが相手方はそれに全然応じない。そうするといつまでたってもこの離婚が成立しないわけです。そしてなぐられ続けるという事が起ります。その時はあまり腹にすえかねて、その夫の所属中隊の中隊長に電話をかけました。こういうことで大変困っているので、裁判所にいくように言ってほしいと、ところがアメリカの場合は非常にそういった仕事の問題と、プライバシーの問題と区別が非常にはっきりしているわけです。自分達は、そういう電話があったという事は伝えるけれども、行った方がいいというアドバイスはできるけれども、行きなさいという事はできない。そういう事です。結局その人はこ

なかったのです。そうなりますと、地方裁判所でいろいろ争う事もあるわけですが、非常にお金がかかって困るわけです。そういう風に乗、とくに海兵隊が主ですので、海兵隊というのはいわゆる実践部隊ですよ。そうしますと必要なものは軍が出す、いわゆるガバメントいっしゅ。GIというのは、government issueです。そういうの、略語ですが、必要なものなら出してやる、もし海兵隊が、兵隊にとって妻が必要だと認めるならば、政府が出てやると、まあ、そうは言わなかったんですけども、まあ、そういう風な感じですよ。必要なものであれば必要でないものであれば出さないで、それについては各個人個人の問題であるということです。最近、新聞に出ておりました。審査会にメキシコ離婚の無効性をうたえて、出されたケースがあります。あれなども、メキシコ離婚というのは、二人共ここにいながら、夫が手紙でメキシコの弁護士を依頼して、メキシコ、非常に離婚が簡単ですので、そこで離婚が成立するという風なあれです。それで現文がスペイン語で書かれていてそれに英語の訳がついていて、それが妻の所にまいこんでくるという風な、実際には相手方に通知もせずなんです、離婚というのは本当は成立しにくいわけです。行方不明の証明がなければ、ところが現実にはあっちこちで妻のわからない間にいろいろな形で離婚が成立しているというのがあります。それはある一つの例としても、田舎町で、妻を沖縄に帰してから、田舎町の新聞に夫が妻が行方不明であると。知っている人は届け出て下さいという風な広告を出す。それが一週間位出て、何もなかった、もちろん誰もみませんので、関係者はみないわけです。そうすると、これは行方不明であるので離婚が成立したというケースがあります。行方不明者との離婚という。今度は反対に夫婦不仲で沖縄に帰ってきて、それで夫が行

方不明であると、それで離婚をしたいけれども、離婚ができないというのがあります。離婚の場合、相手の居所が外国にいてわかれば、地裁から、高裁とか最高裁を通じて、アメリカのチャンネルによってガバメントチャンネルで、送達されます。本人に向こうの裁判所のハートをへて、そして本人がそれいいとか、悪いとか意をあらわして、そして又戻ってくる。それは非常に時間がかかるわけです。行方不明であるという証明がそれを裁判所が認めた場合には、公示送達という方法があります。裁判所の掲示板か何かに張り出して、この相手に申し立て離婚の申し立てがあったものをその人に送る方法がありませんので、裁判所の掲示板に出して、官報という、とか、そういうものにのせるんだそうです。そして何日以内にそれを見た人がそれを見て本人が、それに対して反論してこなかった場合には、その申し立ての通りにだいたい認められるというようなものがあります。ですけど、その行方不明の証明というのは非常に大変なことです。ここに、何か私がいるというのを証明するのはできませんけれど、いないというのは証明するのはとっても大変なんです。ですからその行方不明の夫を捜すというのはとても大変な作業です。例えばこういう風にします。離婚をしたいのもう十年も行方不明であるという、じゃあ、手がかりになるのはすべて持っていらっしやいという。古い手紙なんか、いろんなもの。結婚の時の書類を持ってきます。そしてそのいろんな所とか、親がここここにいたはずだという、昔きたクリスマスカードとかあらゆるものをもって捜し、それにみな手紙を書きます。その地域にいるんじゃないかと思われる州のですね。州のディパートメントソーシャルウェルフェアという所があります。社会福祉局、そこに手紙を書いてこうこう、こういう人が、十五年前位にそこに住んでいたけれども、

手がかりはないかという手紙を書いて、そういうものが、いろいろ返事がきたり、こなかったり、あるいは本人宛にやったものは配達不能という事で戻ってきます。それだけいくつかの封筒の配達不能の封筒を並べて、これでここにはいません、と私が裁判所に持っていきます。そうしますと裁判官によっては、はい、それは、それ以外の地球上のあらゆる地点にこの人がいる事を否定するものではないという。この人はミシガン州にいない、それからここにもいない、ここにもいない、これだけ五つの場所にはいないけれども、その他のあらゆる場所にいる可能性がある。こうなるともう、どうしようもないわけです。アメリカの公の事務所からの、そういう行方不明の証明とか、そういうものをとれという事なんです。しかし、そういうものはありませんし、非常に困難なわけです。ですから帰化なんかの手続きについても無国籍児を帰化で、簡易帰化でやるという様な場合も、それが一番問題になってきます。いない人をですね、証明してそしてはじめて、いろんな書類がそろって、これだけ努力したけれども、できない。ですから、これ以上もう方法がないので、何とか認めて下さいという形で、帰化の申請なども出します。その前の段階が全部、帰化の申請を出したりするのは司法書士がやりますし、裁判も実際は、裁判になれば弁護士がやるわけですけども、その前のそういった資料収集の段階をケースワーカーがやるわけです。

私共一つのケースにもう十年位かかっているものもあります。もうもっていけば簡易帰化でできるんですが、簡易帰化にもっていきける前の段階、それをやっているというのが、私達の仕事、多いです。ですから、夫が行方不明のみじゃなく、この頃は人捜し、国際結婚して、家出同然のようにして出ていった娘の消息を知りたいとか、そういった人捜しの件もたくさんあります。

先程申し上げましたように戸籍においては、その人は消されませんので、まだ生きていますから、財産がある場合、財産の分与等いろいろ問題になってきます。つまり兄弟の中、一人だけ国際結婚しているのですこの人のことがわからなければ、財産が分けられない。いないならいない、生きていたら生きて、どこどこにいる権利を放棄するならするという書類が必要なのわけです。これも又、非常に多くなっています。それからもっとも困ったケースのもう一つのものとしては、養子縁組の離縁があります。私が子供をつれてアメリカ人と結婚しました。この人にこの子供を養子縁組してもらいました。それによっていわゆる保障を得るわけです。軍人の家族としての保障、連れ子づれで結婚した人は、結婚が目的なのか、養子縁組をしてもらうのが目的なのか、わからない位に圧倒的に、ほとんどの人がすぐ養子縁組させます。そして、そのあと私達二人は離婚をします。離婚によって養子縁組は全然わからないわけです。離婚して、私はこの子とずっと暮らしています。ところが、この子が日本人、顔も国籍も日本人ですし、何でもありませんが、ただ戸籍の中に父母がありますね。その次に養父なんとか、なんとかと、カタカナの名前が出る。その上に何月何日、アメリカ人誰々と養子縁組届出というのがつくわけです。そうしますと、就職と結婚の時に問題になる事がある。本人は全然気にしてませんしね、日本人だから皆さんと同じようにある。ところが就職するので戸籍をみると、何だ君はアメリカの子かというような事を面接の時に言われる。結婚の時にも相手がやかましい家であれば、おかしいんじゃないかと。君はアメリカ人じゃないのにとというような事が言われる。その時になってかけこんできて安易に養子縁組させましたけど、私は実は、この人と離婚してもう十年にもなります。私が一人で育てて

いるんで、この養子縁組は無効にして下さい。そうするとどうなるかといいますと、日本では養子縁組というのは、財産とかトートメーとかそういったいわゆる家を守るために養子縁組がなされるわけです。ところがアメリカでは純然たる児童福祉の観点から養子縁組がなされますので、そういう養子縁組の離縁もとにかえずという概念が全く存在しないわけです。離縁するには、養子縁組・離縁の法律が日本にはあります。アメリカには存在しません。相手方がアメリカ人ですから、離婚においても何においてもそうですが、当事者の方が外国人であれば、その人の法律、その人の何ですか、その人を規制する法律っていうんですか、それを提出しなければならぬわけです。そうしたらその十年前から、音沙汰も何もない。どこに行ったか離婚してわからない。この何とかという人の、まず法定住所、本籍がどこかという事ですね。戸籍がありませんので本籍というのはいませんが、法定住所というのを本籍におきかえて考えています。法定住所が、どこかというのがあります。そんなの本人がいないのにわからないわけです。養子縁組の時のす。法定住所が、どこかというのがあります。そんなの本人がいないのにわからないわけです。養子縁組の時の書類の提出書類に記載されている場合もありますので、その時は昔の記録を捜して、法務局の戸籍の係の方に、婚姻届け、添付書類の写し、離婚届け添付書類の写しとか養子縁組届け添付書類の写しとか、そういうものを私よくとります。そういうものをもってきてその中から、彼、そういうものがあるかどうかみて、ミシガン州であるとか、じゃあということで、ミシガン州の法務局みたいな所に手紙を書きます。アメリカ各州によって法律がちがうのです。離婚法も全部ちがいます。ミシガン州は、そのような養子縁組、離縁という概念はないと、養子縁組、も

しアメリカで養子縁組、失敗して、私が子供をもらってうまくいかなかった場合には、又、私を実親となつて、次の人養子縁組させるという方法、再養子縁組ですが、これは再でも何でもなくて、又養子縁組ですね。私、いったん子供を養子にする事によって実親と全く同等の権利と義務を持っているわけですから、又、私が養子縁組の代諾者になる事ができます。だからもとにかえすという概念が全くないんです。もとの親にかえす。アメリカで児童福祉のそういった養子縁組は、子供を育てられない親がいますと、児童相談所の所長のような人に、父のそういう児童福祉機関の長に対して、自ら親権を放棄します。この人はもうこれで消えるわけです。養子縁組、この児童相談所が両親を捜して児童相談所と両親の間に養子縁組が行われます。ですから、これはもう、こつちとうまくいかなかったからといって、ここにかえすという事はとうていもう全く考えられない概念なんです。そういう概念がないという事、軍の法務部で聞いてきて裁判所にいますと、じゃあ、ないという文書を出せというんですね。そんなに簡単に日本の役所もそうですが、文書はあたりまえの事だと、なかなか先例がない、何がないといって、書いてくれないわけです。養子縁組の離縁という事が今、たくさんひっかかったんです。裁判所としても迷っているんだと思います。何をどうしたらいいかという事ですから、アメリカ人と結婚する時は、そういう州によって法律が違いますし、住民登録もありませんので、この人がいったん引越したら、たどって捜すというのが非常に困難なんです。

一番アメリカ人の相手を裁判などでいう人定というのがあります。その人を特定する一番有力な証拠は、社会保障番号というものです。ソーシャルセキュリティーナンバー、これは国民総背番号制みたいなもので就職するにしても

何をやるにしても、権利の更新さえしたらずべて、それを出さないとできなくて、同じ番号を持っている人はいませんし、コンピューターを持った情報の国です。CIAですか、あたりに集中されているんじゃないかと思われま。けれども、個人のプライバシー法が非常にうるさいですから、それをふつうの人がとる事はできないわけです。それに日本だと印鑑がありますので、誰かがかいて、委任状なんかも書いて、三百円の印鑑買ってきて押して出せば、通りますよね。とろうと思えばお役所の書類なんていうのは、戸籍にしろ何にしろ、とれないものはないわけです。ところがアメリカは本人のサインですので、サインがなければとれないわけです。非常に印鑑というのは、いいかげんだと思うんですが、非常に便利な点もあります。サインというのは非常にいいわけです。けれども又、非常に不便な点があるわけです。福祉の面になりますと、そういう風にいろんな不合理とか、非合理的なことが、二つの法律の間で起ってくるわけです。それから欧米では離婚などになりますと、離婚判決が出たその時点で、離婚判決書そのものが、各離婚の証明になるわけです。日本では、アメリカ人と離婚しまして離婚の判決がでます。それで紙をちゃんと持っています。でも、これを持ってても戸籍に届け出て、そこに何月何日、離婚の届出、という受理という事が書かれない限り、法律的に有効ではないんです。

フィリピンでは離婚が、カトリックの国では離婚が認められていませんので、調停離婚というのがないのです。地方裁判所では、いわゆるいろんな方法で弁護士をたのめば、離婚できる方法があります。それは、日本人の人権や福祉が犯されているという観点からできるんですが、この離婚の場合は、裁判所側がうっかりして、二人揃ってきたので家庭裁判所で調停離婚

したわけで、男の方は喜んでその調停離婚の書類ですぐにほかの人と結婚して、もうちゃんと家庭を築いたわけです。ところがこの女の方は、届出制であるばかりに、これを持っていても何もならなくて、そして十年後に届け出に行った所、フィリピンの離婚は認めないので、これは受け付けないと戸籍係が言いました。でも、これは日本の那覇家庭裁判所がこれを調停離婚として認めているんじゃないか、あつちはあっち、こっちはこっちの規則でやります。そういう風に日本のお役所というのは、横のつながりが全くないんです。裁判所は裁判所でどういうわけか知らないけれども、それを出したのでも、戸籍係としては、これは自分達のマニュアルによれば受けとるわけにはいかない、こういう事です。この人は又再度、離婚の申し立てをしなければならなかったわけです。ですからこの届出制というのは、ある事についても非常に、いろんな不合理な事が出てくるわけです。これはメキシコ離婚についても、メキシコの離婚判決を持ってきて、そのアメリカ人夫はすぐに、翌日又、他の日本人と結婚する事ができるわけです。ところが奥さんの方はそれを翻訳したり何したりして、戸籍に届け出なければなりません。そしてメキシコ離婚は、この頃問題になったので、今度は受け付けないという風な法務局が、ちょっと待てというような事をですね、言ってくるわけです。そうすると本当にもう男の人が得なわけです。どんどん離婚して、どんどん他の人と結婚していけばいいわけです。ですからその時に、外人同志の次、再婚する相手の女の方が外国人であれば、我々とはあまり関係ないんですが、次が又、同じ日本人とこの男の人が再婚する場合にはすくなくともですね、前の離婚がちゃんと戸籍に記載されて、この奥さんとの離婚が日本の法律によって成立したという証明を、つまり離婚の記載された前婚の離婚が記

載された前の奥さんの戸籍抄本を出させたらいいわけです。こんな事は日本政府が法律を、法律でなくても、方針を出してやれば簡単にできる事なんです。実際にいろんなこういう問題が起っているにもかかわらず、そういう事が全く行なわれていないという事。国際結婚。少数であるので、そういう人達のためにいちいち、いろんな事をしていられないというのが、根底にあると思うのですが、そういう考えで、国際結婚あるいは国際にかかわる人の身分の問題については非常に日本は後進国であるといえると思います。

国籍法改正の問題なんですけれども、無国籍がどのように発生するかという事は、皆さんいろんな方面で、もうご存知だと思うんですが、簡単に申し上げますと一番多いのが、婚外無国籍といまして、私がアメリカ人と結婚しているにもかかわらず、二人の間が不仲になって別れて別居して、沖縄に帰ってきて、そして、その間に私が働いていて、同じ沖縄の人あるいは、アメリカ人との間に子供ができる。でもここに生まれた子供は私は婚姻が継続しているので、この父親の子であるという嫡出推定を受けますので、私の戸籍にはいらぬ。彼の戸籍にもはいらぬという事ですね。このような場合、国際結婚においては、相手に戸籍がないので、はいらぬわけです。ところがこれが日本人同志で、私が日本人と結婚している間に婚外し、他の人との間に子どもを生んだ場合には、いったん戸籍に入れて、それから今度は嫡出否認、あるいは親子関係不存在確認の訴えとか、そういうものをそれからやるわけです。それをやるにはやっぱり、裁判所に提出し、何も影も形もなくては当事者になり得ませんから、そこでちゃんと戸籍がある。この戸籍があるけれども、これが間違いであるという申し立てをするわけです。国際結婚によってそれができないわけです。

だから無国籍になります。もう一つ未就籍というのは、婚姻継続中に子供が、このアメリカ人夫の子なんです生まれて、その夫がどこかへ行ってしまって、ちゃんと出生届けの手続きをしないという場合です。これは、私は日本人として、私共の間に生まれた子供について国籍、アメリカ国籍を申請したり与えたりする権利が全くないわけです。これはもっぱら父親が、自分が子供に国籍を与える要件を満たしているという事を証明した上でしかできないわけです。その要件といいますのは、アメリカの国籍法第三〇一条によりますと、合衆国及びその海外属領外において、両親の方が外国人で他の一方が合衆国市民であって、合衆国市民たる親が、合衆国もしくは、海外属領に通算十年以上、その十年のうち少なくとも五年以上は、十四才に達してから事実居住したもより出生した子は米国籍を取得するわけです。だからその証明を本人がしないとイケない。最近はこちらについては無国籍の問題が騒がれて、陳述とか、関係人、ほんとにこの人が行方不明であれば、その周囲の者からのいろんな、軍にこれだけの期間ただとか、そういう事を、周囲の者が陳述する事によっても、受け付けられる傾向が出ております。実際、法律というのはそうなっているわけです。ですからその父親が、何もしなかった場合には私はいくら騒いでも、この子に、この子の出生届けを領事館に届け出る事ができませんので、未就籍のまま放置される無国籍があります。それから、今の国籍法にひっかかるので、例えば私に十五才になる子供が、男の子がおりますが、この子供が二〇才になって例えば、正式結婚して、そこに子供が生まれますとその子は無国籍になるわけです。何故かという十四才以上で、十四才すぎから五年間プラスあと五年、合計十年アメリカに事実上居住した者、うちの子は生まれてからほとんどこちらに住ん

でおりますので、全然居住してないですから確実に無国籍になります。こういう風な、いわゆる無国籍の父親になる予備軍というのが沖縄にはたくさんいるわけです。キングスクールにしろ、沖縄クリスチャンスクールにしろ、たくさんの子供達が、アメリカ籍の子供達がいます。事実上母子家庭の子がたくさんいますので、アメリカに行ったこともなければ、又いく気もないという子供がいるわけです。こういう親から生まれた子供は、純粋に無国籍、両方の法律にどっちでも、どっちからでもはねられるケースなわけです。その他特殊なケースとしては、胎児認知を届け出たために国籍法にいう、父親が知っているということで、国籍をもらえなかったり、あるいは中国人で家族一家で帰化を申請してもなかなか許可にならないんです。昔は特にそうです。申請中に妊娠していて、その子はいないので、何もかかなくて役所に出して、それから子供が生まれた。そしたら抜けちゃったわけです。皆が日本籍になったのに、この子は国籍がとれなかった。そのすぐ、その時点で親達がいろいろやればよかったんですが、そのままに、ないままに長い間放置してて、非常に書類集めとか何かで困難になったとか、そういったケースもあります。

それで現在の無国籍の数は、我々の事務所で、未就籍の無国籍児が3件、婚姻外これが十七件で、純粋無国籍というのが未就国籍も含めて八件、そして妊娠中のものですね。生まれたら別居してアメリカ人との婚姻が解消しないままに私が妊娠しますと、生まれてくる子は明らかに無国籍ですから、その無国籍、まだ生まれてこない無国籍が二人という風な数字が現在あります。これは私共の事務所は、相談業務ですから、向こうから援助を求めてきたものについてのみ受けつけていますので、他にもわからないで、自分達で、妊娠して十年も別居しているんだか

ら自然に婚姻は解消しただろうという考えでいる人もいると思います。ですから、海外との行き来が、非常によくなっていく今日、無国籍児の生まれる可能性、婚外無国籍児の生まれる可能性は非常に多いわけです。急速に増加するという事はないかと思えますけれども、又、これはなくなるという事はありません。じゃあ、そういう子供達を救おうという事で帰化だけでも救えないという事で、国籍法の改正という事が問題になっているわけです。それは、父系主義から両系主義へということで、男女同権を、標榜しているわけで、非常に大きな進歩だと思えます。むしろ子供の出生については、父系主義というのがおかしいと思えます。社会生活、社会構造上はともかくとして、出生については、一番確実なのは、この母親から生まれたという現然たる事実です。母系主義にすべきだと思えます。両系主義よりもむしろ母系主義の方が確実です。その後で、調整すべきものがあれば調整したらいいんです。父親が誰だかわからないけれど確実にこの子はこの人から生まれたと、その後で一応、そういう届けをし、必要があれば調整したらいいかと思えます。

それで、中間試案が出まして、そのような日本人の母親から生まれた子供はすべて日本籍を与えるという風に改正の方向が出ております。これは大きな前進で、非常に喜ばしい事です。ですけど考えてみますと、問題点というのいろいろあるわけです。そういった問題点について、国籍法が改正されたからといって、例えば私がスミスさんと結婚していて、そして、もう十年も行方不明でわからなくなった、だから私が今度、比嘉さんという人と同棲して事実婚があるわけです。ここに子供が生まれたと、長男であると、二人共とても喜んだ。としたらこの二人の出生届けを出しに行った時に、私の婚姻

が継続していますので、届け出を出す事ができるわけです。国籍改正されたら、私の子ですからところがどのように書かれるかという問題があるわけです。今ですと、日本人同志のそういう子供は自動的にお役所が職権によってですが、この人との夫の子ではないんですよといっても、夫の名前が自動的に書かれます。ですから私とその比嘉さんと、事実上、内縁関係を持っている比嘉との間の子供はやっぱり、父親の欄の所にスミスという名前が書かれる可能性があるわけです。そうすると果して、この父親が承諾するかという問題があります。ですから国籍法の改正というのは、戸籍法とかそれからその他のいろんな、こまかい手続と一緒に考えてもらわないと、私達が現場でみておまして果して、そういう前提はできたけれども、実際やるかどうかという問題、その時に、いろんな問題が出てくると思われます。それから名前にしましても、比嘉という父親の名前で登録することができるか、というような問題もありますし、父親、実父の名前が、どのようにして記載されるかという事です。そして、国籍法の改正の中には、取り消し条件というのがのっております。それは、重大な偽りとか虚偽の事項、申請事項の中に虚偽の事実があった場合には、これは五年以内だったら、その取り消す事ができるとかですね、そういうものがあります。これは帰化についてですが、そうなりますと、例えば日本籍を与えても五年間は、むしろが法務局が監視するような性格になるのかどうかという事です。これは人権の面から非常に私達が、注意しなければならない問題だと思えます。取り消し条件というのは今の現在の国籍法にはないわけです。ですけども、これからそれを創設するという考え方で、確かにこれは非常に、虚偽の申請をしてやった場合には、それは当然と思われます。けれども、そういう疑いのあるもの

についてまで、いったんそのような法律ができると、法務局が目光らすという事になればこれは人権問題です。それから二重国籍というのは非常に現われているわけです。日本では、二重国籍というのは私達にとって何ら問題がないわけです。たくさんの方が、子供達が今二重国籍を持っています。それは、私とアメリカ人の夫とが結婚する前に、手続き中に子供が生まれてしまいます。そうすると私の子供として、いったん私の非嫡出子として届け出ますから戸籍にのりますので、日本国籍を取得します。その後で婚姻が成立しますと、認知届けと一緒にになると、日本でも準正といえますね。ですから、婚姻をする事によって、この子供はアメリカ国籍も当然にすぐ取得する事ができるわけです。簡単に、父親が届け出る事によって、戸籍があるままに今度はアメリカの籍もある。こういう子供達が沖縄にいて二重国籍なのです。で、この子供達が二重国籍であることを悪用したり、またそういう事によって何ら利益も得ていませんし、何ら利益になる事もないわけです。それらが害になっている事もないわけです。人にも迷惑かけていません。その子供達が、あとでどちらかを捨てる、という事を本人が選択すべきなんです。ですから、今の場合も二十才になったら選択させようという、二重国籍にして選択させようというんですが、この選択をさせるのにですね、二十才というのは私達が考えて、非常に早いと思うんです。あまり必然性がないわけです。一つの目安として二十才というのは成人ですし、いいんですが、国籍の選択というのは、どこに自分が将来どんな仕事をしてどこに住むかという事の問題なんです。ですから、二十才の子供が、まだ大学も半ばでどうするかというのは非常に決めにくいと思うんです。どこに住むかというのを決めるのは、ほとんどの場合、結婚してからだと思うんです。日本人と結

婚したら日本に住む可能性が多いし、アメリカの大学に行っている間にアメリカの人と結婚した場合にはむしろ住む可能性も多いという事で、それを二十才の段階で、そういう選択を強制するのは、あまり現実的ではないんじゃないかなあという感じが致します。そして、この法律は改正し、中間試案の方は、実際に実施されました時には、遡及はしないんです。その時点で、二十以下の者については、経過措置を設けるという事になっています。けれども、その時点で二十才をすぎる子供たち、例えば来年早々にも改正になったとしても二十才をすぎる人達がだいぶいるわけです。ですからその人達に対しては是非、救済の道をひらいてほしいという事を要求するわけです。ところが、私共が沖縄にいて、いわゆる日米の混血児、国際児、無国籍児だけをみているのですが、法務省の一番恐れているのは、在日朝鮮人の問題だそうで、少しでもゆるやかにしたりするとそこが突破口になって、朝鮮の人がたくさん日本に流入するのではないかということ非常に恐れているようです。沖縄の無国籍なんぞは大した問題ではない、数の上から。全部、数でいきますね。大した問題ではないというのが、本音のように受け取られました。ですから私達は、国籍法の改正という方向を両系主義になるという方向事態は非常に望ましい事なんです。けれども、それが、実際にどのような形でなされていくかという事を、非常に注意深く一人一人が見守っていきませんと、無国籍、無国籍の疑いのある子供については、法務省が職権でいろんな事を調査したりする可能性を、少しでも残してはいけません。ですから、この取り消し規定について大いに、若い皆さんはじめ、心ある方々が反対していかなければならないわけです。

先程申し上げましたように、いわゆるこのように国際、沖縄、本当に国際的な地域ですので、

人々の身分とか福祉といったものが、この二つの国の法律あるいは三つの国の法律にはさまって、その権利やその何かが疎外される福祉が、害されるという事になりますから、そういうものについて、取り上げる機関がないわけです。ですから政府に窓口をもっていただいでほしい。今はどこもそういう事を取り扱いませんので、これは自分達の仕事ではない、あっちへ行ったらどうか、人権協会へ行ったらどうか、結局あっちこちたらい廻しにされて、国際福祉にまてまわってくるというのが現状です。私達も法律の専門家ではありませんので、そういう事を実際やっているのがおかしいと思うんです。無国籍の問題で国際福祉が主体になっているようなんですが、我々はケースワーカーなんです。でも誰もやってくれないので、じゃあ話だけでも聞いてあげましょう、一緒に悩みましょう、できる事、あっちこちに手紙を書いたり、そういう事はやりましょうという事をやっているわけです。十万円そこそこの給料をもらっている私達が、人の籍をつくるとか、そういう事をやっているという事自体、非常におかしいわけです。何故、これを政府がやらないのか、児童憲章にちゃんと生まれてくる子供達は、ちゃんと国籍を与えられて、ちゃんとした生活をするという事が規定されているわけです。世界の先進国である日本で、こんな無国籍が発生するという事自体おかしいわけです。いろんな問題で、もっとも政府が主体性を発揮して、協会とか、申し合わせというんでしょうか、そういった正式な用語はわかりませんが、それを少なくともアメリカのように、非常に関係のある国とは結ぶということが必要である。例えばアメリカに行き結婚しましても、それはわからないですね。今だいたい沖縄において、国際結婚の数四百組位といわれていますけれども、これはあくまでも領事館あたりで把握しているも

のであって、婚約ビザというのがあるんです。それでいく人達が非常に多いのです。あるいは観光ビザで行って結婚するとかしてアメリカで結婚しますと、簡単に教会なんかで何とか結婚できますね。パスポートもって、シングルであるという事が証明できれば、それだけです。それがどこにも届け出られないわけです。アメリカ人は結婚したらやっぱり人口統計局というのが各州にあって、その州で行なわれたものについては、そこにみんな婚姻届けの写しがいって、そこで登録所みたいな所ですね。そこで、ファイルができますので、その時点で、当事者の方が日本人であった場合には日本にそれを通報してもらうという事です。これは帰化についてもいえます。結婚しても帰化しても、離婚しても何しても、いっさいアメリカでやったものについては日本政府はわからないわけです。だから、かつてに離婚されてしまって、向こうのどこそこで離婚したかもわからないという状態があるわけです。ですからそういうものについて、申し合わせによって何かそういうものを知らせ合う、広報、それを作ってもらいたいと思います。それから、今離婚にしろ、養子縁組にしろ、皆、当事者本人達に、ミシガン州の離婚法をもってこい、オハイオ州の養子縁組法を持ってこい、これを本人が原則として提出することになっているんです。最高裁図書館があると思うんですよね。それから法務省の役人が高い給料をもらっているのかと思う位に、みんなそれを本人が持っていかないとケースがすすまないんです。ただこういう問題があります。私は結婚したいと申し立てたら、あとは裁判所がやってくれるような方法が望ましいわけです。そうでないと日本人の人権が絶対守られないと思います。

最後に一つ問題提起したいのは、日米地位協定という問題です。これは非常におかしなもの

で、いる人をいないと言っているわけです。治外法権ですので、日米地位協定の範囲内にいる人、軍人・軍属その家族は、ここに存在していますが、沖縄の道路を通っていろいろやっていますが、実際入国管理法の範囲では存在しないわけです。そうしますと、例えば、日米地位協定の範囲で軍人として来て、それから軍属として残って、軍属というのは民間人ですね。軍に働く、それで基地内に残って三十年も仕事した人がいたと、そしてその人が年をとって、今度仕事をやめて帰化したいという場合に、帰化などの場合には、居住要件がありますね。五年以上住んでいなければならない、そういうのに実際三十年、事実上となりの人が見て、この人は三十年ここに住んでいますよと言っても、居住要件をみたさないわけです。日米地位協定があるために、そういった呼び出しとかが基地内には、日本の司法の手が届かない。刑事事件などの場合にはとりきめがあります。国際間でも、民事といういわゆるこういう身分、家庭裁判所や何かの事項については、日米地位協定の範囲の人達については、ほんとうにもうどうしようもないわけです。ですから、そういうものについてももっと軍問題特別委員会とか、そういったものを拡大して、人の人権に関する問題もとり上げて、例えば軍の司令官が強制力がなくても、このような呼び出しがあったという事を、それに出頭したかしたなかったかという事は、軍の軍務成績の記録に残す位のことをやってくれたらもう少し心理的にも相手に対する強制力がでてくるのではないかと思います。そういった事で、非常にとりとめもない話でしたけれども、専門的ではないんで本当にはずかしいのですが、私達ケースワーカーとして、現実に扱っているケースの内容というか、そういうものをお話ししました。もう一つ法律の専攻の皆さんに申し上げたいのは、沖縄で傷害事件がた

くさんあります。私も裁判所の通訳をしておりますが、是非一度、裁判所のそういった傷害事件の傍聴をなさるといいと思います。結構あるんですよ。1週間に何回も、大きな事件ですと殺人事件、強盗とかですと、少しずつ少しずつ審理が進んでいきますので、ずっと追ってみるといのは困難です。けれども大麻の所持とか、ちょっとしたコソドロ、窃盗などの事件については、その日のうちに結審、判決まで二時間以内に裁判のはじめから終わりまで見る事ができます。ですから、機会があったらそういうものをご覧になって、いわゆる日米地位協定の人達について、日本はどのように裁判権を行使しているとか、それから、どのようなトライヤルオブザーパーといえますね、軍からの立ち会い法務官も来ますので、どのような形で行われているかという事をご覧になったら、非常に興味深いかと思います。

どうも長い間、暑いのにありがとうございます。

#### ケリー正代

那覇高卒。早稲田英文科卒後、バッファロー大学社会福祉の修士科卒後、沖縄に帰ってからは、沖縄民政府広報局の新聞課やUSOの仕事につき、一九六七年からは国際社会事業団沖縄代表部のケースワーカーとして活躍している。

## 第4章 国際結婚と児童の国籍

### 一戦後沖縄における駐留米軍軍人・軍属と沖縄女性との結婚

#### はじめに

国際とは国と国との公的關係であり、結婚とは個人と個人との私的關係である。したがって、国際結婚は厳密には適切なことばとはいえない。国際結婚に対応する英語は、

Intermarriage  
Intercultural Marriage  
Cross Cultural Marriage  
Bi-cultural Marriage  
Transcultural Marriage

などであり、日本では国際結婚を国籍や人種の相違と考えているのに対し、欧米では文化の相違と認識していることを示していて興味深い。

#### 1 国際結婚をとりまく環境

##### 1. 国際結婚の社会的背景

明治政府が西洋の進んだ技術や文化を積極的に取り入れたため、多くの外国人専門家が来日した。英語教師、宣教師、技術者、貿易商、外交官など男性の独身者が多かった。明治から第2次世界大戦までの本土における国際結婚は、それら知識人や上流階級の人との

結婚を意味しており、一般庶民とは無関係であった。

沖縄における国際結婚は、敗戦の屈辱の中で発生した米軍兵士と、それにむらがる最も貧しい層の女たちとの結びつきからはじまった。

##### 2. 国際結婚蔑視の時代

第二次大戦後の混乱期、小さく貧しい島・沖縄に内地、外地からの引揚者が続々と送り込まれ、人々はその日その日の食糧を求めてひしめき合っていた。米軍人による傷害事件や婦女暴行事件も多発していたが、生活の糧を得るためには危険をおかしても、物資の豊かな米軍に接近せざるをえなかった。パンパン、ハーニー、オンリーと呼ばれる女たちが、世間から蔑まれつつも貧しい家族のためにせっせと食糧を運び、病人の薬代を稼いでいた。

その他の多くの女性も兵舎や宿舎のメイドとして働き、給料のほかに食物の残りや煙草の吸いさしを家へ持ち帰った。このような状況から自然に発生していった国際結婚は、GIとパンパンというようにステロタイプ化され、当事者から抗議もないままに、一般社会からは格好のスケープゴートとされた。貧しい沖縄人のうえに戦勝者として君臨する豊かな米軍と、高等弁務官を頂点とするその絶対統治への不満や憤りが、非難や蔑みとなってこれらの女性に向けられ、さらにもっと弱者である混血児に向けられたのである。

多少の変化はあっても、混血児とその母親たちに対する見方のこの基本的パターンは、復帰の頃まで続いていった。混血児をかかえる母親たちが力を合わせて自立してゆこうと、「国際児母の会」が1977年に結成されたが、その会の発足を援助した国際福祉沖縄事務所（現在の国際福祉相談所。宜野湾市喜友名880-1）へ、そのことが新聞に載った日の朝、中年の男性から電話がかかってきた。「アメリカ兵相手にふしだらな生活をしてきた女たちが勝手に混血児を産み、男に捨てられたからといって、福祉の恩恵にあずかりたいというのはけしからん」とのこと。これは当時の一般社会の、金網の中の豊かさを横目でみながら戦後を必死で生きぬいてきた人々の、最大公約数的な考え方であったといえよう。

### 3. 米軍側の対応

戦後アメリカ市民と琉球住民の結婚は禁止されていたが、1947年7月12日解禁となり、国際結婚カップルが誕生することになった（又吉盛清「戦後往来」『週刊レキオス』1987年11月13日）。解禁措置は米軍が国際結婚を積極的に認めたものではなく、内縁の妻を合法的にアメリカへ入国させるための手段に過ぎなかった。解禁と同時に63組が結婚したとのことである。

1950年代から60年代にかけては、若い兵士たちを説得して現地人女性との結婚を極力思いとどまらせるのが、司令官や従軍牧師の重要な役目のひとつとされていた。しかし米軍側の努力にもかかわらず、国際結婚の数は増加していった（表1）。歯止めがきかなくなると、軍としては静観するしか仕方がなかった。結婚生活に問題が生じて、対応するシステムが基地内にはなく、すべて本人まかせであった。

しかし70年代に入り、兵士たちと外国人

表1 日本人妻と外国人夫との年次別婚姻件数

	夫の国籍				合計
	朝鮮	中国	アメリカ	その他	
1965	1,128	158	1,592	211	3,089
66	1,108	166	1,433	213	2,920
67	1,157	175	1,555	250	3,137
68	1,258	208	1,600	258	3,324
69	1,168	194	1,734	264	3,360
1970	1,386	195	1,571	286	3,438
71	1,533	194	1,252	261	3,240
72	1,707	237	1,010	368	3,322
73	1,674	238	1,024	408	3,344
74	1,743	229	790	420	3,182
1975	1,554	243	631	395	2,823
76	1,564	229	604	458	2,855
77	1,390	197	539	444	2,570
78	1,500	198	601	361	2,660
79	1,597	189	598	426	2,810
1980	1,651	194	625	405	2,875
81	1,638	235	630	441	2,944
82	1,809	285	665	500	3,259
83	1,901	296	734	520	3,451
84	2,021	300	751	608	3,680
1985	2,525	380	876	662	4,443
86	2,330	349	896	699	4,274
87	2,365	432	947	664	4,408

厚生省「人口動態統計」

（アジア人およびヨーロッパ人）との結婚の数が、もはや無視できないほどに多くなった。国際結婚から派生する諸問題は言語、生活習慣、価値観の相違や、2国間の法制度の違いなど、特別なアテンションが必要であるとの認識が広がりはじめた。従軍牧師たちが手さぐりの中で、国際結婚準備講座のようなものをはじめたのはこの頃である。今日ではそれが結婚準備講座として定着し、国内国際を問わず結婚許可を得るためには、出席が義務づけられている（ただし将校と上級下士官を除く）。講座は従軍牧師をはじめ、法務官、カウンセラー、財務官などを動員して、結婚生活をあらゆる面から勉強させるのである。

軍人の家庭生活に問題があれば、軍務に影響を及ぼし、軍全体の士気に関するとの観点から、従軍牧師は1977年ワシントンで軍人の家族問題に関する会議を持ち、国防省に対策を提言した。国防省全体の予算を縮小しつ

つあった時期にもかかわらず、さっそく軍人家族をサポートするための諸プログラムに財政の裏づけがなされた。その結果設置されたのが、空軍のファミリー・サポート・センター、海軍・海兵隊のファミリー・サービス・センター、陸軍のコミュニティ・サービスである。沖縄は設置優先地区として、1982年に空軍が、83年には海兵隊がセンターを設置、活動を開始した。

センターの設置に伴い民間人の起用が可能となった。異文化カウンセリングの専門家やファミリー・セラピスト、ソーシャルワーカー等が配置され、国際結婚家族をはじめ軍人軍属の家族の問題に積極的に取り組みはじめた。それらスタッフの研修のため、セミナーやワークショップが盛んに催され、同時に沖縄側の社会的、人的資源を活用しようとする気運も高まってきた。現在では従軍牧師の間では異文化カウンセリングの研修をつんでいることが、常識となりつつあり、この分野で博士号を取る人もでてきている。

#### 4. 反対から黙認、受容へ

国際結婚が不幸に終わる可能性が高いという漠然たる不安は、失敗例の中に複雑な社会的法的側面を持つケースが、世間の目にとまりやすいからである。しかし関係者の間では、特に国際結婚の離婚率が高いとはいえない、との考え方が一般的である。しかし、国籍別、人種別の離婚統計等がとられていないため、それを裏づける資料はない。国際結婚の中で日米結婚が最も成功率が高い、というのが米軍関係者の一致した見方である。

国際結婚における妻と夫の関係をみるについて、それぞれの出身国間の政治、経済の影響を過少評価することはできない。米沖関係が統治者・非統治者であった日本復帰（1972年5月15日）以前は、双方の経済的格差も大きく、そのことはストレートに家庭内の力関

係に反映していた。結婚生活に不和・不満があっても、せっかく手に入れた経済特権（基地内売店での免税での買物、クラブでの飲食、ビンゴ、スラグマシン等）の魅力はあまりにも大きく、日本人妻からの離婚請求は少なかった。軍人家族としてのIDカードによる特権は、沖縄人の羨望的であり、社会的蔑視に対抗する唯一の強力な武器がこの特権であった。

日本復帰を最も喜んだのは、ある意味では国際結婚の沖縄人妻たちであった。復帰によってはじめて、夫と対等の立場を得たからである。日本が目ざましい経済発展をとげるにつれ、IDカードによる特権のために不本意な結婚を続けたり、夫のいいなりになる必要はなくなってきた。昨今では一般の軍人と結婚することが、日本人とよりは経済的に有利であるということとはなくなった。

親の立場からの国際結婚反対の理由は、復帰の頃まではGI・パンパンのステロタイプからくる世間体の悪さから、兄弟姉妹の結婚、就職に影響するのではないかと恐ろがあった。簡単に海外へ行けた時代ではないので、いったん沖縄を出るともう帰ってこないのでは、という不安もあった。その頃までの親の世代は、戦前の教育を受け、戦中アメリカと闘い、戦後の生活苦を身をもって味わってきた人たちで、その中で育て護ってきた子どもを、アメリカ人にやりたくないという気持ちもあったに違いない。社会保障制度のない時代、頼りになるのは家族だけであり、遠くへやっては万一のとき助けてやれない、との心配もあった。

50年代から60年代にかけて、親から縁を切るといわれてアメリカへ渡った女性の多くは家族とまったく連絡をとらず、のちに離婚しても沖縄へは帰らず、アメリカに留まる傾向にある。一方、その親たちは、年をとるにつれ娘の安否が気になり、生きているうちに一目会いたいという気持ちをつのらせるが、

手がかりは少ない。不幸な例である。

70年代に入り、復帰から海洋博へと開放的雰囲気広がりが、アメリカすなわち基地・軍人という画一性が取り払われつつあった。国際化の風が吹きはじめ、アメリカ以外の外国との交流する機会がふえてきた。1980年代に入ると、親が完全に戦後教育を受けた世代となり、もはや戦前派に認められていた問答無用・絶対反対のむしろ旗は使えなくなった。世間体よりは娘の幸せの方に心が移っていくのは、個人主義的自由の思想が経済的基盤に支えられているからである。国際結婚への最初の消極的承認が親の心理の底辺で、徐々に浸透し広がっていった。

最近では国際結婚だからといって、反対する親はむしろ少なく、本人の意志がかなり尊重されているように見うけられる。国際結婚はもはや特殊な結婚ではなく、北海道の人との結婚と同じレベルで意識されている、といてもそれほどいい過ぎではない。

## 2 国際結婚と無国籍児問題

### 1. 無国籍児問題の端緒

沖縄における国際結婚家族の問題を象徴的に浮き彫りにしたのが、無国籍児の存在であった。1972年の日本復帰以来、大型公共投資を背景に官民手をたずさえて本土なみへの階段を駆け上がっていた1979年、内部告発の形ででてきたのが無国籍児問題であった。国際福祉沖縄事務所（現在の国際福祉相談所。当時の事務局長大城安隆）は国際児童年にあたって「沖縄からの提言」を同年1月25日に発表（同所 創立二十五周年記念誌 1983年）、無国籍児の存在を世間に知らしめ、国籍法の改正によりその救済にあたるべきであると訴

えた。同所はそれ以前にも「国籍が定まらず身分が不安定な混血児」について訴えてきたが、ベトナム戦争の前線基地沖縄ではある程度のことはやむをえない、との社会全体の雰囲気の中に埋没していた。同時に混血児の国籍問題は県レベルではなく、日米両政府の問題であると思われていた。

従来の父系優先血統主義の国籍法が、男女平等の原則に反するとして、女性問題の視点から国籍法改正運動が東京ではじまったのは1977年頃で、その当時運動の中心にあった石田玲子（アジアの女たちの会）は「母からも子に国籍の継承を可能にする改正を求める活動をはじめたとき、沖縄の無国籍の子どもたちと母親の存在は、私たちの視野から全く欠落していた」と述べている（青い海出版社月刊『青い海』1980年6月号）。「沖縄からの提言」は国際児童年という時を得て大きな反響を呼び、人権問題として日本弁護士連合会が取組むなど、国際婦人年関連運動と相まって大きなうねりとなり、国籍法改正を早めるきっかけとなった。その意味でこの提言の歴史的意義は大きい。

### 2. 無国籍児の事例

国籍法の改正（1985年1月1日施行）により無国籍児の発生は防止され、施行時に20歳未満であった無国籍児約18人（表2）が、特別経過措置の要件をみたして、届出により日本国籍を取得しているのは喜ばしい。しかし後述するように、戸籍法との関連において若干問題がないわけではない。国籍法改正以前に無国籍児とその家族は、どのような問題に直面していたのか、無国籍の種類とそのケースを紹介したい。

#### 1) 純粋無国籍

アメリカ合衆国移民・国籍法（表3）は、外国で出生し、米国籍を取得した者が米国籍

表4 アメリカ人夫の配偶者としてアメリカ合衆国へ移民ビザで入国した女性の国別・年度別統計

国 年	日 本	朝 鮮	フィリピン	ベトナム	タ イ
1977	1,125	3,454	5,301	582	328
1976	1,504	4,251	4,872	479	2,932
1975	1,376	2,155	4,288	918	1,727
1974	1,773	2,461	5,101	806	2,141
1973	2,077	2,134	4,744	1,437	2,195
1972	1,626	2,148	4,702	1,599	1,759
1971	2,023	3,033	4,815	1,196	1,481
1970	2,104	2,646	4,056	885	983
1969	1,842	1,954	2,375	550	576
1968	1,845	1,356	2,256	331	304
1967	1,821	1,389	1,846	218	
1966	1,991	1,225	1,611	100	
1965	2,350	1,281	1,518		
1964	2,653	1,340	1,371		
1963	2,745	1,350	1,445		
1962	2,677	692	1,373		
1961	3,176	405	1,343		
1960	3,887	649	1,481		
1959	4,412	488	1,268		
1958	4,841	410	1,063		
1957	5,003	288	1,069		
1956	3,661	292	934		
1955	2,843	184	958		
1954	2,802	116	788		
1953	2,042	96	675		
1952	4,220	101	667		
1951	125	11			
1950	9	1			
1949	445				
1948	298				
1947	14				

アメリカ合衆国移民・帰化局年次統計

沖縄における二重国籍者の実態は、そのような危惧とはほど遠い存在である。日本で日本人として生活している限り、アメリカのパスポートを持っていても、それによって利益やアメリカ政府からの恩恵を受けられるわけではない。重国籍の解消に熱心なあまり、その可能性があると思われる者、すなわち国際結婚した者とその子らにつき政府が職権で戸籍、身分などの調査を行なうような事態を最も憂慮しなければならない。それは差別であり、人権問題である。国家権力が個人生活にまで入ってくるようなことは、絶対に許されてはならない。

本来の権利として当然に取得した重国籍は、

年齢に制限なく保持されるべきである。

#### 4. 国際化への対応

文化や技術はそれ自体交流するわけではなく、必ず人の交流を伴う。人の交流の結果としての国際結婚や離婚、そこから派生する諸問題は当事者の努力だけでは対応できない複雑なものが多い。いま政府がなすべきことはその受け皿づくりである。まず市町村レベルで外国人との間の福祉、人権、法的身分、人さがし（財産相続関係でニーズが高い）、外国よりの文書請求等につき相談窓口をつくる必要がある。現存の悩みごと相談や無料法律相談で、外国の事情を知らないのはずれな回答が少なくないことを指摘したい。都道府県レベルで適当な人材をプールして、嘱託制度で相談をうけ、それを外務省につなぎ、外交ルートを活用して問題を処理するようでないといけない。

現実には外国人との間の福祉や人権の問題で裁判所に訴えても、書類集め、翻訳など立証の責任はもとより、相手国の法律まで当事者が入手し翻訳をつけて提出することになっており、個人の能力や経済力を越える非現実的な要求がなされている。法的身分の整理のため日本側の届出に必要な公文書、公証済文書などは、個人ではなく政府が必要とするものであるから、外交ルートで相手政府に請求すべきである。

国の方針で受け皿さえつくれば、システムは必要に応じて徐々に整備してゆけばよい。他国との間の法律の谷間で人権や福祉の問題で泣く自国民がいる限り、真の国際国家とはいえない。

(ケリー正代)



# 「国際家族年とひとり親家庭」

平田正代、1994年『全国母子寡婦指導者研修大会』pp.89-114

## 第4分科会

### 「国際家族年とひとり親家庭」

近年、核家族化や女性の職場進出、高齢化、少子化等社会の変化に伴い、家族構造及び機能が大きく変わってきた。このようなか中で、母子家庭等の家族のあり方、子どもの問題、介護の問題、地域社会とのかわりについての現状、問題について研究討議する。

会場：那覇市民会館（大ホール）

801名参加

パネリスト

パール・バック財団所長  
ベティ・ホフマン

弁護士 結 夫

池宮城 結 夫

沖縄国際大学教授

玉 城 隆 雄

コーディネーター

国際福祉相談所次長

早 田 正 代

### 「母子家庭からシングル・ペアレント・ファミリーへ」

国際福祉相談所 次長 平 田 正 代

従来の母子家庭という言い方は固定的概念をもっており、いったん母子家庭となった場合、引き続き母子家庭として頑張ることが期待されてきたように思われる。けなげな頑張るお母さんは、長い間家庭の専売特許と世間一般は考え附けてきた。

そのような既成のお仕着せのイメージをかなぐり捨て、親にとっても子にとってもシングル・ペアレント・ファミリーの時代が、長い人生の流れる中の流動的な一時期でありある意味では最も自由な時であるとの認識を持ちたい。

母子という最も単純な関係の家族単位では、親子関係の絆や思いやりの強さが親にとっても子にとっても真実になったり、他人から孤立する原因になったりする。既成のシングル・ペアレント・ファミリーの自由さ、気負いのない自然体を見習ってゆきたい。

いろいろな形の家族や家庭の在り方を社会が認め、それぞれの機能の足りない部分を補い合うようなシステム作りを公私両面から推進すること、サポート・ネットワークを広げることが求められている。

### 「沖縄県における国際児童母子家庭について」

パール・バック財団 所長 ベティ・ホフマン

1. パール・バック財団の概要
2. 時世の変移による国際児童の現状
3. 国際児童の社会的立場

### 4. アイデンティティ

#### 5. 自己受容

沖縄国際大学 教授 玉 城 隆 雄

家族は社会を構成しているもっとも基本的な単位である。それゆえに、社会変動は家族のあり方を変えずにはおかない。現代社会は産業化、都市化、高齢化等の方向に急速に変ってきた。その過程で、家族も伝統的な直系制から共親制へと変った。夫婦制のもとにおける家族の典型として母親と子どもからなる核家族が出現した。性別分業に基づく核家族は産業化社会にもっとも適応的で、かつ子育てにもっとも理想的であると考えられてきた。

しかし、このような核家族の果す使命は終焉しつつあるのではなかろうか。豊かな現代社会は選択の時代ともいわれる。価値観やライフスタイルの多様化するなかで、単核家族、混合家族、非婚同居、カップル……等々の形態がみられる。これらの諸形態には逸脱家族とのレッテル貼りによるひとり親がちなかである。このようなレッテル貼りは特に離婚や未婚の母の出産（婚外子）によるひとり親に家族に消極的なイメージを与えがちである。離婚を病理現象というよりも社会制度として捉えてみてはどうか、離婚家族はイーコール崩壊家庭と抱えられる傾向にある。一家にどちらかの親がいない子どもにも崩壊家庭の出身であるというレッテルを貼るのは罪な事である。家族の主要な機能は子どもの養育と社会化であるので、大事なことは離婚によって親務を切り捨てたということである。

その場合、離婚は正常な家族パターンを崩壊する出来事として捉えるのではなく、家族の変化してゆく推移を通して家族に効果的な援助をする政策や計画を進展させることのできる長期的な課題として捉えるべきである。

### 弁護士 池宮城 紀 夫

#### 1. 沖縄県における母子世帯の現状

離婚率—全国1、2位を争う離婚率

未婚母子

経済環境—離婚後の就職の困難性—失業率全国平均の2倍強

2. 女性の自立のために雇用の拡大を

雇用機会均等法の徹底

高校生のバイト禁止を—高校生が賃金を押し下げている。

3. 養育費取立制度の確立を

現状—家庭裁判所における調停を履行しない。

強制執行—事実上不可能—手続の難易と費用

改革—簡易迅速な取立制度の法制化を

#### 4. 女性の自立・男女の真の共生を実現するために

家庭教育・学校教育における徹底した平等教育

家庭・学校における性教育の徹底を一商品化された誤った性情報の氾濫

#### ○パネルの実況

司会 雷山光

日本全国津々浦々から、平成6年度全国母子算数指導者研修大会を閉会致しました。会場の皆様こんにちは。ただいまから、平成6年度全国母子算数指導者研修大会を閉会致します。私、司会を務めさせて頂きます富士です。宜しくお願いたします。

「羽はたけ母子家庭 算数顧問に生きよう」のスローガンのもと、この第4分科会では「国際家族年とひとり親家庭」をテーマに、180分のパネルトークを致します。母子家庭の家族の在り方、子どもの問題、介護の問題、地域社会との関わり等の現状等について討議して下さいますパネリストの先生方をご紹介致します。

会場に向かって左側から、約20年近く沖縄県母子算数福祉連合会の法律顧問をしていらしゃいます片善護士の、池宮城紀夫先生です。沖縄国際大学教授、玉城隆雄先生です。沖縄県人財育成財団選考委員もなさっておりますパウルバック財団所長、ベティ・ホフマン先生です。本日のコディネーターをして頂きます国際福祉相談所次長、平田正代先生です。

コディネーターの平田正代先生にマイクをパントーンタッチ致します、この第4分科会を進めていきたいと思っております。

平田正代

皆さんこんにちは、ようこそおいでくださいました。他府県からいらした方も沢山おられると聞いております。このように、母子家庭の会員が一堂に集まって、それぞれいろいろな地域で、いろいろな問題があると思えますけれども、それを持ち寄って皆で話し合う機会を持つという事は、非常に意義ある事と思えます。

今年は国際家族年ということで、特にこの研修会はそれに向けて行われるという、意義ある会合であると思えます。

第4分科会では「国際家族年とひとり親家庭」という事で、母子の女ならず父子も含まれていられると思えますけれども、そういう問題について、それぞれ違う分野からのお話しを、パネリストの先生方にさせて頂きまして、それを皆で考え、それぞれ立場から話し合っていきたいと思えますので、宜しくご協力をお願いしたいと思います。

私は、国際福祉相談所という所に30年くらい仕事をしております、その中で、単親家庭、特に国際結婚から発生してくるひとり親の母子家庭というのを見てきております。その中におけるいろいろな、普通の母子家庭とは又違った、法律的・身分的な問題とか、価値観、社会制度、習慣の違い。アメリカの教育をそのまま英語の教育を続けた方がいいのか。日本の学校に切りかわった方がいいのかとか、いろいろな相談を受けてまいりました。

しかし、日本に帰ってきたんだから日本の学校が絶対いいよとか、せっかくだから英語の勉強を続けたいよとか、そういったはっさりした答えは無いんですね。ケースバイケース、それも特にお母さんがどういふふううに子どもを育てていくのかという事が、一番の大きなポイントになってきます。

それぞれの家庭にいろいろな問題はありますけれども、お母さんさえしっかりしりいれれば子どもはちゃんと育つという事は、私は仕事をとおして本当に実感してまいりました。

日本では夫婦がいて、子どもがいて、核家族、或いは3代の家族というのが普通のノーマルな、という考え方が非常に強いようです。でも、今はいろいろな家庭というのがあって、いろいろな家族がありうるという事。この問題提起をしたという意味で国際家族年というのは、日本にとって、非常に画期的な発想の転換を迫るものだと思います。

世界においては、いろいろな形の家族というのが当然あるという事が受け入れられておりますが、日本では結婚してちゃんと夫婦と一緒に居ないとおかしいとか、そういうふうな考えがまだあるわけですね。

つい数年前なんですが、県内のお金持ちの家庭のお嬢さんが、アメリカに1年、高校生の交換留学で行くことになりました、そこのお母さんから相談を受けました。「良かっただすね、選ばれて。」と申し上げましたところ、そのお母さんが、「向こうの受け入れ先が母子家庭なんですよ。」とおっしゃったんです。私はびっくりしました。母子家庭でない方が望ましい、という考え方だったんです。それで、「母子家庭だから余計いいんじゃないですか。女の人の生き方とか、親子関係とか、いろんな事を学んでいく機会があるから、私はむしろ良いことだと思います。」とお母さんに言って送り出したんです。

その人達は、休みの時に娘さんの所を訪問しまして、とっても良かったという事で帰ってまいりました。その母子家庭のお母さんがすごく素敵な方で、楽しく仕事も家事も育児もこなしていまして、学ぶことが沢山ある家庭であったという事を聞きまして、この人達はこれからは、母子家庭に対する偏見は無くならないと思われなくなりました。

そのような事から、母子家庭に対するのイメージを、我々を変えていく事が非常に大切な事であると思えます。他府県の方では就職などの時に、金融機関とか堅い会社の場合に、母子家庭というのが問題になったという事も聞いたりしていますが、沖縄の場合には、母子家庭の数も多いですし、お母さんが頑張っている事を皆が認めています。他府県ほど母子家庭に対する、いわゆる偏った考え方は無いと思えます。そういう観点から、家族とは何かという事を考えながら、パネリストの先生方のお話しを向っていききたいと思えます。

まず最初に、ベティ・ホフマンさんにお話し致します。ベティさんは、混血児の問題にずっと関わってこられました。沖縄にいらしてからは20年程なんですけど、その前に東京の方にもお住まいになっておりましたし、現在も沖縄にずっとお住みになる予定で、読谷の方に去年家を造られました。ですから、うなちゃんちと申し上げて構わないと思えます。沖縄の民芸・美術工芸について非常に造詣が深く、基地内にありますメリーランド大学で講師を勤めて、沖縄の良さを紹介していらっしゃいます。こういう研修会には最も適当なパネリストをお迎えす

る事ができて、非常に誇りに思っております。ではベティーさんお願い致します。

ベティー・ホフマン

ただいまご紹介にあずかりましたバーバルバック財団の、ベティー・ホフマンでございます。始めにバーバルバック財団の概要を、ご説明させて頂きます。バーバルバック財団は、ノーベル賞とピュリッツァ賞を共に受賞した故バーバルバック女史により、1964年に設立され、日本をはじめ、韓国、タイ、台湾、フィリピン、そしてベトナムに在住する、国際児童のために活動しています。母親がアジア人、父親がアメリカ人の間に生まれ、父親と離れて暮らしている国際児童達は、彼らの身分の証明問題、差別観、社会への適用の問題と、様々な困難に直面しています。バーバルバック財団は、このような国際児童に対して、彼らの生まれ育った国で、教育・医療をはじめ、多方面の角度から、物心両面の援助をする事を基本理念に、活動を続けている機関です。

沖縄事務所は1968年に設立され、これまでもおよそ1,000人以上の国際児童を援助してまいりました。その国際児童にはアメリカにそれぞれ別の援助者がおり、その方達は経済的な援助をすると同様に、交通とおして国際児童が単居になることなく、むしろ誇りをもてるよう、精神的な援助もしています。また、事務所からはケースワーカーが、定期的に児童の家庭を訪問し、カウンセリングや生活指導をしています。県内に散在する国際児童達は、卒業パーティー、キャンプ、クリスマスパーティー等をとおし、お互いの友好を深めるため交流を致します。これまでの20年にわたる当財団から見、国際児童の家庭及び児童についてお話ししたいと思います。沖縄県において国際児童が見られるようになったのは、先の世界大戦後で、敗戦の負因社会の中、多くの女性が基地内やバーに仕事を求めた頃であります。戦争で一家の働き手である男性を失い、家族を支えるためにアメリカ兵と同居、または交際をしていく中において、一般的に言われているハーーフ、いわゆる国際児童が誕生したのです。これら多くの国際児童達は、父親の駐在任期が終わり帰国すると、大半が母親と共に置き去りにされ、国際児童母子家庭が生まれました。

その様な母子家庭が、最もピークに達したのがベトナム戦争の頃です。特に東洋一の嘉手納空軍基地をかかえる中部一帯。沖縄市に於いては、一時休暇で立ち寄る多くの米兵達が毎晩街にあふれ、飲食店の活気が比例して、国際児童母子家庭が増加したのには言うまでもありません。当時、財団で援助していた児童数は、500人余りで、年齢も乳飲み子から高校生迄と幅広く、未就学児から小学校低学年が最も多かったですように思われます。

ベトナム戦争も終わり世の中が平和になるにつれ、国際児童母子家庭も減少しつつありますが、新たな形で母子家庭が増えるようになりました。これまでの未婚母子家庭から離婚母子家庭へと変わったのです。結婚をして渡米したものの、文化・習慣の相違、言葉のハンディ、その他様々な問題乗り越えられず、離婚をして、子どもと沖縄に戻って来るケースが増えつつあります。

これら歴史的背景に生まれた国際児童母子家庭の児童の社会的立場も、やはり時代の波と共に

に大きく変動しています。貧困のさなかに生まれた国際児童は、敵国の父親をもったために虐げられ、かなりの偏見の中で育てられました。「アメリカに帰れ」と、毎日幾度もあびせられ、それこそ肩身の狭い生活を強いられてきたわけですから。敗戦肉親を奪われた悲しさ、悔しみが、国際児童に向けられたのです。

それらの感情も、やがて世の移り変わりと共に緩和され、国際児童母子家庭の児童達は社会に受け入れられるようになりまし。学力・スポーツの力も発揮するようになり、偏見もかなり少なくなりましたが、依然として母親だけの収入では、充分な教育を受けさせる事は、非常に困難であります。ごく僅かな国際児童が進学得ますが、多くの国際児童達は、中学校・高校卒業に止まっています。社会的立場を安定させるためにかかせない就職でも、外見上の問題でかなり苦戦をしています。ここ数年、国際児童が、モデル、ロックミュージシャンと、もてはやされていますが、まだまだ安定した職業につくのは無理のようです。白人系国際児童より、黒人系国際児童が、もっと苦勞をしており、結婚問題にも障害があります。

外見と、育てられてきた環境、文化、いわゆる内的なものギャップは、常に国際児童のアイデンティティーに、迷いをもたらしています。見かけは正にアメリカ人ですが、その身の考えが、身につけている習慣は日本人、話す言葉はもちろん日本語、どちらも彼らの身分を明確にできるものではありません。自分はアメリカ人なのか、それとも日本人なのかと自問自答しながら育ってきた彼らにとって、アイデンティティーの問題もまた、心の大きな悩みです。

しかしながら、中には何の迷いもなく、自分は日本で生まれ育ったのだから、やはり日本人であると、強い自覚をもっている児童もいます。片やどっつつかずの児童も多数います。この問題は社会的に解決できるものではなく、個々の国際児童が本人主体に考え、自己のアイデンティティーの糸口を見いださなければなりません。当財団のケースワーカー達は、彼らの持つ両国の良さを強調し、自己の確立ができるようアドバイスをしています。

ここに一人の国際児童の、アイデンティティーに因する心境を、最もよく表したお話を紹介します。

「私は基地内で仕事を見つけた事ができたラッキーな一人です。そこで私は、兵隊から口まねで英語を学ぶ事ができました。しかしながら、英語をより多く理解できるようになった今、新たな心虚事が起こりました。もし、私がこれ以上英語が上手になったら、他の人々は私を沖縄の人として見分けの事は出来ないうでしょう。英語を学ぶについて弊害はないと言われても、やはり自分にはた平凡な人間でありたいのです。英語が上達すれば、アメリカ人との交流ももっと多くなり、アメリカ人の慣習と考え方を学ぶでしょう。すると私は変わるでしょう。そうです。自分自身が変わるのもとても恐いのです。英語を学ぶかわりに、もっと自分自身は沖縄の文化を学び、もっとなごんちゃんらしくならなければいけない管です。アメリカ人に心を奪われて、沖縄人としてのアイデンティティーを失うのを、私は最も恐れているのです。」

このような自己心理の観点から、やがて自己をどのように受け入れるかを見つけて出すようです。当然母親一人に育てられた国際児童は、父親がいけないという事実と、アメリカ人の運命的

体格を受け継いでいるという事実を認め、その上で自己を確立しなければなりません。

国際児童の最も大きなコンプレックスは、日本人とアメリカ人の血筋を受け継いでいる事実よりも、両親、またはどちらかの親が、本当に自分を欲しかったかという事が気になり、心を痛めているようです。成長過程においての母親の影響も大きいものがあります。国際児童であることが、他人と比べて引けを感ずるのではない事、ハンディーがない事、世界に羽ばたき、やってみたい事、できる事を充分に試すよう言われて育てられた児童は、ハーフ、つまり半分という言葉を否定し、むしろダブル、2倍だと主張しています。未だに国際児童母子家庭は、様々な問題を抱え、厳しい状況にあります。

思っている事が、言葉の不自由で充分にお話し出来なかったのが残念ですが、私のたまたましいい日本語をご理解頂けましたでしょうか。

#### 平 田 正 代

ホフマンさん、ありがとうございます。

沖繩ならではの現象かと思うんですけど、このような国際児童を抱える母子家庭も、沖繩という社会が緩やかな規制、他府県に比べて、文化の風潮が非常に緩やかであるという沖繩の社会や風土が、この子ども達も暖かく受け入れてきたかという、こういう事を私達は戦後50年という事を考える時に、誇りにしていいのではないかと思います。

ホフマンさんのおっしゃったのは、本当に現場でこういう家庭を、自分の目で見、足を訪問した人でなければ発言できないような、貴重なお話しであったと思います。

それに私達はここで、顔形がどうであれ沖繩で生まれた子どもは、皆沖繩の子であるという、そういう観点から、子ども達を受け入れて見ていかなければならぬと思うんです。ですからホフマンさんがおっしゃったように混血児達にとっては、アイデンティティーの基盤というものが、自分が本場に強まれて生まれきたかというのが、やっぱり一番気に掛かります。母子家庭のお母さん達であっても、このような質問を投げかけられた時に、自信をもって答えられるように、本当に自分が欲しくて、自分を生みたくて生んで、一生懸命育てているんだという事を、いつも自信をもっていかれるように、私達心掛けていきたいものです。普通の家庭にいますと、そんな事がむしろ忘れられてしまう。そういう質問もしないというふうな事になります。ですから、単親家庭という中では、常にそういう事をはききり自信をもって子どもに示していく、という事が必要なのじゃないかと思う。

次に、国際文字の玉城先生から家族というものについて、家族のいろいろな在り方、形、そういう事についてお話しをして頂きたいと思います。宜しくお願いします。

#### 玉 城 隆 雄

皆さんのお手持ちのプログラムの15ページに、私の簡単なレジュメがございますけれども、それにはタイトルのつけてございません。しいてつづけますと、「家族はどう変わったか」という事にしたほうがいいかと思えます。

ただ今、コーディネーターの方から示唆がございましたように、私の役割上まず冒頭に、家族とは何なのかという事を、皆さんと共通認識をもつという意味において、簡潔に私なりに考ええる事を申し上げたいと思えます。

「家族って何ですか」と質問したら、恐らく夫婦が中心になって、子どもが1人、2人いる小集団とか、そういうようなのが返ってくるかもしれません。人間が作る集団というのはゴマンとありますけれども、その中でも家族というのは最も小さい集団の一つに入ります。

小さいけれども家族というのは評価に値しないとか、無視していいというのはまったく意味が違わうわけです。小さいけれども大きい。小さいけれども、非常に多様性を持っている素情を帯びた集団である。例えば、具体的にのみみると、家族の中には生まれたての乳飲み子から、百歳を越した超高齢者に至るまで、様々な状況にある人が、家族しているわけです。もちろん、男もいれば女もいるし、自分で自分の生活の出来る、身の回りの世話の出来る働き盛りの大人がいるかと思うと、親や大人に頼らなければ生きても保ていけないような、世間ではこれを俗に生活弱者という言葉でレッテル貼りをしてしまふけれども、そういう消極的な見方ではなくして、子どもは将来の家族の担い手である、お年寄りには家族を支えてきたベテランである、そういうふうには我々は積極的に評価すべきであるわけです。そういうふうには構成されている集団というのは、家族以外にないんです。

例えば、皆さんがご存じのどこでもいいですから職場を、今、思い起こして下さい。職場は、経済的に貢献出来る人しか採らないわけです。そして、ちょっとガタがきますと、ガタがこない前に「貴方は60歳だから、もう定年です」と辞めさせられるわけです。

だから、家族という事は一言で言うと相互扶助的な、正に一時的な福祉を営んでいる、そういう集団だという事です。

そういう意味に於いて私は、家族というのは、ここに何百人かの方がお集まりですけれども、一つ一つの、お1人お1人の家族が、極めて個性的な存在だと思っています。

次に、家族というのはちょっと外見を見ますと、私達は直ちにそれが社会の一部であるという事に気づきます。どういう状態が社会の一部なのか。国際家族年のスローガンは、「家族から始まる小さなデモクラシー」日本語で民主主義と一般に訳しますね。実はこの、家族から始まる小さな民主主義というものが、英語ではそういう具合に表現するわけです。だという場合は、時代表を越えて、社会の速いを越えて、どこかの社会でもいつても家族という事は、その社会の基礎であるという事なんです。だからこの家族がしっかりしていないという事は、まだまだ社会に様々な問題をもたらすという事なんです。だからこの家族がしっかりしていないという事は、たちどころが、家族と社会とを材料にかけてみた場合にどっちが重いかという、ある意味に於いては、残念ながら我が国の場合は、圧倒的に社会を重要視しているわけです。端的に言う、家族の犠牲の上に今日の金持大国、日本の富が築かれたといっても言い過ぎではない面があるわけです。そうすると、家族と社会との関係を考えた場合に、確かに後でみますように私達の家族

は、小家族化・核家族化していますから力不足です。社会のいろいろな援助を受けなければ、子育て一つ取りましても、老人の扶養一つ取りましても、なかなかやっつけられない面があります。そのように社会の責任において何らかの援助を受けられていますけれども、それだけではいけません。つまり、社会というのは家族から非常に重要なものを次山奪い取っている面もあるわけです。

世の中で、今一番忙しくしているのは、私は子どもだとも思います。沖縄は、子ども達が活発に遊んでいる光景がよく見られますけれども、沖縄として復帰後、非常に変わった一つの側面は、予備校だとか、子ども向けの学習塾だとか、おけいこ教室だとか、そういうのが、雨後の竹の子のように沢山増えたという事です。そうすると今、敢えて言いますけれど、この沖縄でさえも、児童生徒が何らかの家庭外の、そういう塾へ行っていないかと子どもでもらしてくれ、こへやっけない親は、我が子が遅れるんじゃないかと、遅れているんじゃないかとという、そういう不安に実は駆られている面もあるわけです。そして、それは子どもを教えるという、そういう目的かもしれないけれども、それは同時に、商業主義、お金中心主義という、そういういわゆる私達日本の社会の論理が、私達の家庭の隅々にまで浸透している事を、実は如実に物語るにしているわけであります。小さい家族というのはある意味に於いて、大きな壁のような社会と、いつも向き合っているわけです。今問われている事は、社会はなにも良い栄養剤だけ、家族の発達、家族を安定させるための栄養剤だけ、良い事だけを我々に供給してくるわけではありません。その逆も、むしろ多いわけなんです。

いま家族に問われている事は、そういうマイナスイオスの要因に対して、我々はどういう具合に適応していくか。その為に家族は何をしなければならぬか。どこへ行かなければならぬかという課題が問われていると思います。

実は、家族は時代性がございませう。歴史がございませう。若干年配の方々も現役時代にちよつと戻ってみて下さい。いわゆる日本の家族、即ち家の中に敷かれたルールをまっしぐらに走ってきた筈です。わざわざ目もふらずに牛馬のように走ってきた筈です。そしてその中にまた戦争という大きな悲劇もあったわけですから、そのご苦労というのはひとくちふたくちでは語れないものがあったかと思うわけです。

ところが皆さんご自身が今高齢期に達して、そして、歳を見ても後を振り返って見てもそんな筈ではなかったと。家族というのは実は様変わりをしてしまったという事ですね。ですから、自分の娘とか息子とか、或いは嫁さんをどう変えるかという問題もあるかもしれないんですが、これから21世紀を展望した場合、むしろ時代の趨勢に逆らうのではなく、自分は生き生きと生きがいを持って、人生80年代をどういう具合に活発に生きていくかという前向きの変勢で、是非臨んでもらいたいと思います。

それから、家族とは何かという場合に、最後に出てくる問題が家族と文化との関係です。文化というのは、分かりやすく言えば家族制度の事なんです。家族制度というのは、家族が直面する様々な問題の合理的な解決の手段と思えばよろしいです。それが文化であるわけですから、うすると我々日本人は、家族といえは今さき一方的のこういうイメージだといいたましたけれど

ども、ところが、ちょっとよそよそ文化圏を見ますと、私達の家族の認識とか概念というのはあんまり通用しないところがあるわけですね。

例えば、私達は家族という場合は、一人の男性と一人の女性が一夫一婦で結婚してと、いわゆる学問的には単婚といいますが、それから始まります。これは学問のあるなしにかかわらず、常識的にもそうなるわけですね。

ところがよそよそ文化圏、特にイスラム文化圏との相違等を見た場合に、一人の男性が最高五まで妻を持つと、一夫多妻といえます。その男性がいろいろな才能があるから多妻になっているというのと、まったく関係がございませぬ。そして人類の家族の歴史を振り返って見ると、アメリカで、ヨーロッパで、また日本であれ、長い歴史の中では一夫多妻というのが、人類の家族の歴史が辿ってきた道なんです。近代といわれる時代に入ると、今日見るような夫婦制で、小さい核家族という方向に我々は進んできたわけですね。

ところが一月に於いては、これは事例的には非常に少ないんですけど、一妻多夫、つまり一人の女性が五人以上の複数の夫と、いわゆる夫婦している。この場合も、その女性が精力が旺盛でタフだからそうなっているというのでは、まったくございませぬ。つまりそれは、文化であるという事です。文化という事は、社会が許容する、社会が認めている生活の方法であるという事です。

ですから、家族を考える場合に、つまり我々日本日本の家族を客観的によく理解しようとするれば、先程お話しがございませぬアメリカとか、あるいはよその外国の家族はどうなっているのか、それと比較する事によって、我々は足元を正しく見届ける事が出来るという事です。

では、家族はどう変わったかというの、大まかな事はレジメに書いてありますので、項目的にただ箇条だけをいいますと、家族は社会の一部であると、そして社会は津波のように、地震のように、私達の家族を押し潰してしまってきたきさつきがあるわけですね。その結果できたのが核家族化。その地震と津波にたとえられるのが、私達が都市を中心に、2次産業・3次産業を活発に発展させてきたと。そしてそこで都市化という現象が生まれて、例えば戦前は、大方の日本人は農村に住んでいて農作業をして、そして家族は正に運命共同体として、家族こそ子どもが産まれる時からお寄りになって、全生涯を通じて唯一の保障機関であったわけですね。共に生きる唯一の拠り所であったわけですね。そうすると我々が戦後迎ってきた道というのは、家族はもう年寄りにとりましても、子どもにとりましても、必ずしも保障機関ではなくなってきたわけですね。それは勿論社会保障という仕組みを作って、社会の責任に於いてカバーしなさいという、そういう時代に移行したという事であるわけですね。それは社会が大きく変わって、この移動の激しい産業社会に適応する為として、小回りの効く移動性の高い、そういう小さい家族が結果として生み出されたという認識ですね。

それから、いわゆる家族の生活周期、ライフサイクルが大きく変わりました。今は超高齢少子社会と言います。過去の社会は、短寿命多子社会と。つまり長く短く生き、その為に精一杯子どもをつくって、そして子どもが財産で、子どもが老後の保障である。つまり、時代時代にふさわしい家族があるという事です。

今は日本で農業に従事している人が、全体の中で、わずかに7.2%。約7%しかいないんです。ほとんどがサラリーマンになりました。だから、状況が全然変わっています。サラリーマンといえ、お母さんも妻も家庭外で働くという状況が一般化してしまっただけです。サラリーマンがどう変わろうといつの時代でも、どこかの文化圏でも、家族には他の社会が肩代わりできない役割がございいます。家族の本質というわけです、その本質というのは、家族は子どもを

生み、育てるだけこの生命を健全に養育していく。そして、育て上げた子どもは社会の階梯に成るべく、社会にとって重要な構成員として、やがて家族から送り出していくという。学問的には社会化と言葉で表現されますけれども、子育ての役割は普遍的であるわけです。学問的に於いては私達はもう一度、家族とは何かという場合に、その在り方を巡っていろいろな問題がございいます。それはどうしなければいけないかという事を、我々に問いかけているわけですね。

我々はそれぞれの家庭から、またそれぞれの地域から職場から、女性が安心して健全な子どもを生めるようにするには、ただ行政に責任をなすり付けただけではなくて、家族は家族でどうあるべきかという事も、吟味しなければいけないかと思えます。

#### 平田 正 代

玉城先生ありがとうございます。家族というものがどういうものであるかということの本質を、いわゆる母性、そして子育て。私達母親家庭がやっているそのものが家族の本質であって、これは将来も変わらぬ事がないし、人間の歴史の中でこれを中心にしてやってきましたわけですよ。ですから我々が最も誇りをもってやっていく事、これが社会への貢献でもあるということになりました。で、外国の家族はどうなっているのかとかいうような事を知る事によって、比較をする事によって、自分の家庭というのを見直していくべきだと、先生のご意見もございました。

この家庭というのは、非常に小さくけれども、ある意味では非常に大きな集団である。多様性を持ったいろいろな機能を果たしながら、人の生まれ育ち、社会の参加、そういうものにかかわっていく非常に大切な基礎をなす、社会の中心をなす集団であるというような、先生のお話であったかと思えます。

そして形では核家族という形はありますが、実際の問題として父親像が居ない、父親が実際的には不在の家庭。そういうところから、いろいろな子どもたちの生活上の問題が出てきたり、また母親も外に出て働き、それによって物質的な豊かさをもたらし事によって、子どもともとの関係にも影響が出てきているというふうなお話でした。

私達はこのような事を日常でやっている、なかなか立ち止まって考える時間はないのです。この機会に先生のお話を伺う事によって、ちょっと立ち止まって「あ、うちはどうなのだろうか。」というように事を考えていく、良いきっかけになるかと思えます。

それでは最後に、長い間母子家庭の法律相談を引き受けてこられた、弁護士の池宮城先生の話を伺いたいと思います。宜しくお願いします。

#### 池宮城 紀 夫

ただ今ご紹介いただきました、弁護士池宮城と申します。

私が沖繩県の母子家庭福祉連合会の法律顧問を始めて、20年近くになるかと思えます。

当初は毎週定例相談を、1人でやっていたんですが、結構ケースが多いから、バックアップしてもらって、今私が月2回、真境名先生が月2回と、2人で毎週法律相談をやっています。

その中で特に母子世帯の、これから具体的数字を示しますが、大変収入が少なく、結局生計の糧とする為に、ついサラ金に手を具してしまっていて、それを返す為にまた次のサラ金という事で、あっと言つ間に200-300万。ひどい場合、500万位のサラ金地獄に落ちてしまっていて、どうしようもないという事で、そういうケースを業者と交渉したり、払えない場合は破産宣告にもなったり、そういう事をずっとやってきました。

今お二人の先生方、そしてコーディネーターの平田さんから、21世紀、今後の家庭というのはどうあるべきか、いろいろお話がありました。私は母子連合会で法律相談をやっている面体的な法律の問題、またまた母子算出、父子家庭に対する法制度が、日本は大変遅れている面がありますので、そのへんを具体的に皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

まず沖繩県に於ける母子世帯の現状を、かいつまんでお話ししてみたいと思いますが、やはり全国平均の2倍ですね。これは昭和62年2月の統計なんです。全世帯数に占める母子世帯が全国平均は2.2%なんです。ところが沖繩県は、ちょうどその2倍の4.4%という事になっています。

そして母子世帯になった原因は72.3%が、離婚による母子世帯なんです。これは沖繩県に於ける統計ですが、全国でもやはり母子世帯の発生原因が、一番離婚が高いという事が、その点は沖繩とはそれほど変わらないかと思えます。

離婚率が全国1位、2位で、去年1位であれば今年は2位と。例えば、去年2位であった場合、1位はどこかといつますと、北海道なんです。

この数年離婚率の1、2位を、北の北海道と南の沖繩が競っているわけです。これはどういう事かよく分らないんですが、寒い所と、日本で一番温暖な地域。一番暖れているんですが、その北と南で離婚率の1位、2位を争っているというのはいかなる原因なのか。とにかく統計上は、いつもどこもこういう状況になっています。沖繩の母子世帯を取り巻く経済環境は、大変経済的には劣悪な状態にあるんです。

私の手元に、平成5年度の沖繩県生活福祉部の子育て支援課で、父子世帯実態調査を、去年の平成5年11月1日時点で統計をとってあるんですが、これは大変詳しく分析されています。この中を見ると本当に母子世帯の皆さんの悲しみや苦しさ、また、喜びも、子育ての喜び、大変頑張っているような、そういう数字も出てきて、この一冊に沖繩県における母子世帯の生活、人生の喜び、悩み、苦しみ、そういうのが凝縮されているような感じはしているわけですが、この統計から見て、なんと月取の15万未満の母子世帯が77.2%なんです。今時、子どもも2人前後の母子世帯が多いんですが、大体沖繩の場合は、東京と物価もそう変わらないんです。

例えば、2DKのコンクリートのアパートにしても、賃料が一番安い所で3万5千円程度。この那覇市内辺りになると、3DKぐらいいくると、大体4万5千〜5万円もするわけですね。そういう住居事情も沖縄は大変悪くて、やはり賃料が大変高いですね。そういう中から、例えば3万5千円を、この15万円から引いて、それから教育費なんだかんだと。この15万円で家族が、子どもが3名或いは4名が生活するというのは、まず大変な事だと思わなくては。そういう意味で、私はこの数字を見て今更ながら、法律相談でその実態を正確に聞かされてきて、大変だというのは分かっていたんですが、77.2%の皆さんが、15万円未満の生活費で子どもを養っているというのに、改めてびっくりするやら、大変だということも、今実感しているところなんです。

今日は他県からお越しになっているようですが、他県においては、もう少し月収が高いんじゃないかと思うんです。沖縄の母子家庭だけじゃなく、沖縄全体の国民所得が、全国平均の7割ちょっとを前後するんです。要するに、全国平均、他県の皆さんの年収の70%程度が、沖縄の県民所得なんです。なぜそうかというところ、沖縄はご存知のように、米軍基地がまだいっぱいありまして、そして沖縄本島中部へ行くと、米軍基地の周辺に市町村がはりついているというような形で、なかなか土地も基地に取られて狭隘になっていくと。そのお陰で、都市計画とか、社会基盤整備もなかなかうまくいかないと。

そしてまた沖縄は、東京を基点にすると、大変離れているわけです。東京から1,700km離れていますし。要するに、第二次産業を沖縄に誘致しても、コストが合わないものから、なかなかそういう製造技術、生産関係の基盤が、要するに企業が、成り立っていないと。誘致してもなかなか実現しない。結局、サービス産業、観光産業に付随した、やはりサービス産業を中心とした、それに加えた基地賃借料の収入、そういうものが沖縄の今の経済が成り立っているものだと思います。職場がなかなか無いという事も、いろいろ社会的な状況が複合した関係で、結局母子世帯になった女性の方々の職場がなかなか無いと。あっても結局労働力がそれだけ他府県に比べて余分に多いものですから、それだけ結局賃金を引き下げてしまっている。そういういろいろいるな問題があって、結局今言いました15万円未満の母子世帯が77%、そういう生計の基盤になっているわけです。

私がいづも法律の不備を感ずるのは離婚した後、子どもを別れた妻に押し付けて、そして男はまた、再婚していく。母子の生活を保障するには、やはり経済基盤を法的にもっときちんとやるべきだと思います。

具体的には何かといいますと、離婚した後子どもに対する養育費を家庭裁判所での調停で、月5万円とか、3万円払いますと約束しても、それを履行している別れた妻が殆どいないんですね。沖縄の統計からすると、わずか4%。全国平均でも、まず一部は払っている。子どもは養育費も全部、精神的にも、経済的にも全部母親に押し付けてしまっている、民法上は別れた妻も子どもに対しては養育費を払う義務があるわけですが、その義務を履行させる為に調停を申し立てて、そして調停で「貴方、月5万円払いなさい」と、「はい、はい、払います。」と約束するんですが履行しないわけですね。履行しない場合は、今の法律制度では家庭裁判所は、

「ちゃんと守りなさい。」と勧告はできるんですけど、ところが、それ以上の事はできないんです。後はその約束どおり5万円を取ろうとすると、別れた男がサラリーマンであればサラリーマンの給料を差し押さえようと。ところが、この給料を差し押さえようと、一般の民事裁判の手續を強制執行というものをやらなければならないといけないんです。強制執行する為に、5万円を毎月確保する為に、この強制執行の手續をしようとする、また5万円くらい費用がかかるのみならず、素人の皆さんにはできないわけですね。弁護士に頼まない限りこの七面倒臭い手續はできません。結局、離婚調停に合意しても、相手方の男が任意に履行しない場合は、そういう手續の繁雑さ、面倒臭さによって履行できない。

民法の法制度を根本的に変えて、家庭裁判所が単なる勧告だけじゃなくて、それを履行しなければ、簡易ストリートに、ちゃんと個人に代わって、養育費を取り立てる制度的な機関を国家は作るべきだと思います。

スウェーデンとか、デンマークあたりは、きちんと整備されているんですけどね。養育費を払わなければ、罰金を課されたり、国家の強制によって、ちゃんと養育費を履行しているんです。日本もここまで大国と言われないながら、そういう一番基本的な離婚した後の別れた妻、そして母親である、子どもを育てていくその経済的な基盤を共同責任で、夫婦は別れた後に経済的にきちんと履行させる。私が声を強く皆さんに提言したいのは、制度についても皆さん方これまで粘り強い運動をなされてきて、母子手当とか、児童扶養手当の増額とか頑張られています。この逃げ得を許さないと。そういう制度を、これは作るうと思えばできるわけです。

具体的な養育費の取り立ての簡易迅速な制度を、早急に僕は作るべきだと考えてます。そういう問題を是非皆さん方から、例えば各政党にも女性問題の政策もあるわけですから、そういうものを積極的に取り上げない政党には投票しないというぐらいの、力強い皆さん方の全国的組織があるわけですから、そういう力を政党にぶつけていくという事を、是非やって頂きたいと思えます。

そして、この統計の中で、再婚をしたという方が7%しかないんです。これは余りに悲しいんじゃないでしょうか。やはり離婚の原因が、もう二度と再婚はしたくないという形で統計にはなっている。しかし、世の中には男と女半々です、また、平田さんが先程指摘したように、一つの人生の流れでありまして、またいい人も見つかるかと思えます。そういう前向きな希望を持った生き方を、是非して頂きたいと思えます。

## 平田 正 代

池宮城先生からは、法律的な面、或いは養育料の面とか、いろいろお話しがございました。これは長い間実際に母子家庭の相談を、生の声を聞いておられるからこそお出来る、実感のこもったご指摘が沢山あったと思います。

沖縄が離婚率が高い。理由はあって本人がそう決めたのであれば別開が受け入れてくれるという、そういう沖縄の優しさみたいなものが、離婚が出来るといふ環境を作っているんで

はないかと思ってしまう、女性の自立という事を考えますと、非常に大切な要素かと思えます。池宮城先生のお話では、離婚した後の養育料の請求をしても、調停で決まっても、なかなかそれが取れないという事だったんですけど、これについてはまったく同感です。アメリカあたりでは離婚をしますと、離婚の判決の中に養育料が出てきますが、額もいろいろ違うんですね。アメリカでは義務教育、高校まで、お金が一切かからない人もいますから、教育費がかからないという点から意外と額が少なく、50ドルとか、100ドルとか（5千円とか、1万円とか）その程度の、子ども一人につき養育費なんです。

そういうものの取り立てにつきましてもアメリカでは、判決や調停が出ますと、養育費の取り立てと懲罰のようなものがありますし、そこへもって行って自分の口座番号とかを登録していきまると、父親の方もそこ監視込むというふうな、そういう事が出来ますし、或いは年金を貰っている人、それから今、軍人とか給料を貰っている人は給料を支払う所に、「養育料を誰々の口座に、毎月の給料日にはこれだけ差引いて下さい」という事が出来るんですね。日本の企業でも天引きされますよね。税金や徴立など天引きですし、いわゆる日本の天引きの中に、養育料というものが、裁判所からの調停調書、或いは離婚判決を持っていく事によって、出来るような社会になったら本当にいいと思います。

外国では、アメリカと、イギリスとか、ドイツとかの間では、イギリスの裁判所で離婚をし、これだけ養育料の支払いというのが出た場合には、アメリカでも提示すれば有効になるといのがありますが、それは国と国とが協定を結んでいるわけなんです、日本とアメリカ等の間にそれが無いんで、アメリカの裁判所で養育料を支払えといっても、日本の裁判所へ持っていても即有効にならないとか。或いは、こっでの調停離婚が、向こうでは養育料の支払い等が、即認められないとか。国がなすべきいろいろな施策、出来る事がまだまだ沢山ありますので、池宮城先生がご指摘になったように、政治家、政治団体へのアピール、それから、皆さんの代表を子どもん地方の議会とか、或いは何かの委員会とかへどんどん送り込んでいくという事が必要になってくるかも知れません。

富山光枝

どうもご苦勞様でした。質問用紙を、今、会員が回収しております。沢山出して頂いて、沢山の解決をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

平田正代

まず最初に玉城先生にお答え頂きたいんですが、大分市の方からアイデンティティという言葉、分かりますか、分かりますか、ご質問がありましたのでお願い致します。

玉城隆雄

ただ今のご質問は、ホフマンさんのレジメの中の4項目に打ち込まれている言葉であるわけです。本来はホフマン先生に答えて頂くのが筋ですけども、ちょっと言葉の問題がござい

すので、私が代わって、説明します。

皆さん、例えば写真入りの身分証明書。それを持った経験がございませうか。例えば、沖縄など基地に入出する場合に、身分証明書というものを、ガードマンに提示しないと入れない。それにはちゃんと身分証明書の携帯者の写真が貼ってあるわけですね。これをIDカード、この言うアイデンティフィケーションカードというわけですね。このカードの持ち主と身分証明書が貼ってある人は、同じ人ですという事になるわけですね。

これは心理学用語でして、日本語で言うとなおさら分らないんですけど、「自己同一性」と一緒に使われます。学問の世界では自己というのを「自我」、相手の事を「自我」という言い方をします。これは「社会的我」ともいえますけれど、もう一つ、「自我」というのは何の事かといいますと、自分らしさの感覚と思えばよろしい。自分らしいと自分が感じているそういう感情、その自我の核心部分を、実はアイデンティティというわけですね。つまり、自分が自分であること、自分について誇りを持っている、そういうような自信を感じている、そういうような部分、これが実はアイデンティティになるわけですね。

子どもの発達段階に、中学生、高校生等々、思春期といいますが、彼等はまたアイデンティティがしっかりとできてないわけですね。高校生がいましたら、「貴方は高校生だから、もう子どもではないですよ」と、世間の人は見ます。ところが一方におきましては、「まだ大人でもないですよ」と。「もう」と「まだ」の間にある人間が、思春期の子ども達であるわけです。そうすると自分では一人前であると、大人であると思っても、社会が認めてくれない、親が認めてくれない。自分ではいつまでも親に甘えていたけれど「もう子どもではないですよ」と、また突き放される面があるんですね。だから、こういう具合に揺れます。そういう状況にある人を、周辺人、または境界人間と申します。その事はホフマン先生が話された、国際思慮にピットリ当てはまるわけですね。思春期の青年と同じ心理状況があるわけですね。

顔かたちを見るとアメリカ人のように、皮膚の色からすると白人という格好をしているけれども、周囲は白人と認めない、だからといってウチナンチュも必ずしも認められるという保証はない。だから白人でもない、或いは外国人でもない、日本人でもないという、そういう宙ぶらりんの状態にあるという事は、「さて、果たして自分は誰なんだろう」という、そういう精神的な、常に不安感に陥りやすいわけですね。

人間というのは、自分の状況というのは、自分がこう思っているからこうなんだというのし一面にすぎないんです。周囲の人が、社会が、地域の人が、自分をどう認めるか、どう認識しているかにかかわってくるわけですね。

このアイデンティティとか自我がしっかりするという事は、社会から認められるという事につながってまいります。単なる思いをするんじゃない、自分に対して誇りを持つ、自信を持つようになるわけですね。心理学用語で言うと、自我が拡張していくわけですね。やる気が出る、生きることが楽しくなるわけですね。

逆にこのアイデンティティが確立されないという事は、周囲から認められないという状況が発生しますから自分は駄目なんだと、つまり自我の萎縮といえます。自分で自分の能力を

も閉ざしてしまうというわけですね。

国際児童に限らず子を持つ母親としての皆さんは、このアイデンティティーの問題から何を学ぶかといった場合、たとえ学校の成績はクラスでビリの方であっても、低脳だとか出来が悪いかとか馬鹿とか、そういう言葉を絶対使っちゃいけないという事ですね。その子どもにもどこかにいいところがあるはずなんです。そのいいところを見つけて、それを褒めてやる。褒め上手のお母さんになる事によって、この子どもはそれをきっかけに国語も算数も全部出来るようになります。

そういう人間にどまりましては、人から認められる自分らしさに、アイデンティティーの重要性があるという事です。

平田正代

ありがとうございます。アイデンティティーというのはよく聞く言葉ですけれども、先生の説明で良く分かったと思います。見かけではなくて、その人の本質、どのように自分を理解していくかという事ですね。流血児の問題の時に、いつもこのアイデンティティーというのが非常に大切な問題になってきます。

ホフマン先生への質問がありますので、お願い致します。大阪から参加された方からの質問で、いまアジアの国々から日本に出稼ぎに沢山来て、日本人との間に子どもができていますけれども、そういう、いわゆる新しい形の流血児については、先生はどのようにお考えになっていますか。それからどうしたらよいでしょうか。ご意見がございましたら宜しくお願い致します。

ベティー・ホフマン

私ははっきり分かりませんが、去年テレビで見ましたが、日本人とフィリピンの方の間で、最近国際児はとも増えましたから、非常に大きな問題になりました。

パールバップ財団は、日本人とアジア人の間の子どもたちは面会してないけれど、多分将来政府と政府の間で、話し合いがされるでしょう。

平田正代

ありがとうございます。これからの新しい問題で、私達ひとりひとりが多分考えていかなければならない問題かと思えます。

沖縄の参加者からですが、どうして母子家庭はあっても父子家庭はないんですか。同じ環境だとおもいます。これは母子家庭相談はあって、父子家庭相談はないかというような事でしょうか。

いかがでしょうか池宮城先生。

池宮城 紀夫

さきほど私が挙げました、平成5年の沖縄県の調査統計では、沖縄に於ける父子世帯の出現率は、全世帯の中で0.97%なんですね。約1%という事ですが、父子世帯の生活状況もこの中ではいふ分析されているんですが、ご指摘のようにまだまだ父子世帯は大変少ないものだから、それ程社会的には問題にはならなかったという一つの面と、父子世帯にならなかった場合、子どもの養育については父親の親戚、おじいちゃんとかおばあちゃんの中で育てられているというケースも多いいですね。

父子世帯になっても、父親は離婚によって職を失うわけでもないし、従来通りの所得を得ているものだから経済的にはそれ程問題にはならない面もあるんですね。現時点では。

しかし男というのには会社社人間で、残業とかいろいろ実態があるわけで、その中で子どもがほったらかされているとか。そういう問題は現実には沖縄でも結構あるわけですね。だからそれを今後どうやっていくかという問題があります。

今後はやはり母子家庭の問題と同時に、反対側である父子世帯の問題も、共に考えていくという意図を持たないといけないんじゃないかと、私は考えています。

平田正代

玉城先生お願致します。外国では離婚は社会的に受け入れられているが、日本ではあまり受け入れられていないと。それはどういうふうにしたらいいいでしょうかという事と、離婚や未婚率が低年齢化しているという事と、社会的背景はどんなものでしょうかという質問がきておりますが。

玉城隆雄

ただ今の質問に答える前に、越権行為かもしれませんが、さきほどの、何故母子家庭は云々するけれど、何故父子家庭ではないかという事について、ちょっと補足を致しますと、これは我々に限った事ではない。これは多分に欧米社会についても一般論としては当てはまると思いますが、一つには、まず、離婚の次に過剰的に見て行くと、再婚という段階があるわけですね。また、場合によっては再離婚、再再婚という事もあるわけですね。ところが、その在り方において例えば第一回目の離婚にいま限定してもよろしいのですが、そして第一回目の再婚でもよろしいです。離婚、再婚の在り方として、これは共に性別に見ると男女の契約関係なんですね。社会は女に敬しく男に縁やかという二重道徳的な規範を、伝統的に今も変わりなく持っているという事です。それが一つ。

そして二点目には、例えば、夫婦が離婚する場合には、そこに子どもが居合せると。いわゆる未成年の子どもの場合には、調停であれ協議離婚であれ、或いは審判離婚であれ、どちらかの親が、いわゆる親の離婚後、どの親が子どもの面会をみるかという、いわゆる親権者を決めるわけですね。我が国はまだ、別れた後の元夫婦が共同で親権を持つという、いわゆる共同親権というのは、まだ日本では確立されていません。

そうすると、離婚を例えれば調停で申し立てし立上るは、7、8割かたは妻の方からである。そしてまた、女性の場合には子どもを産んだというだけではない。特に我國の場合には、沖繩を含めての事ですけれども、産んでその後の養育係。子どもを育ててきたという実績があるわけですから特に子どもが小さい場合はあらゆる意味からいって、即ち子どもの福祉という観点からすれば、母親が望ましいというのが裁判所を通して見て見るところの、社会的な通念になっているわけです。

するとそれだけだけ母子家庭がなぜ多いかと。これは沖繩県でも全国平均でも国勢調査のデータで見る限り、大体母子家庭の割合は、父子家庭の約6倍です。その点は沖繩と全国比はさほど変わりはないという事です。

今さき池宮城先生から指摘がありましたように、子どもを育てるには何方の役割があるわけですから、そこあたりをどうするかという事が当然課題になって、苦しみにもなっているという事です。

私に対する質問、これは例えば皆さんはどうお考えになられているのか知りませんですけれども、私達は現代の人間ですから、私達が作っている家族は典型的に核家族といえます。そしてその核家族を我々は現代家族、或いは近代家族という具合に、私達は思い込んでいます。

はたして日本の現代のこういう核家族は近代家族といえるだろうか。というのは、私個人としてはおおいに疑問を持っているわけです。

現代家族とか近代家族というものは、あくまでも夫婦関係が中心で、当然夫婦関係の機能として子どもが生まれてくると。生まれた子どもは自動的に人間になるわけではありませんから、当然親が長期にわたって養育の責任を持つという事は、今も昔も変わりはないですけれども。

ところが、私達も含めて言える事かもしれないけれども、そういう立場よりも私達はどっちかという縁の関係、親と子ども。今言っている、子育てに於ける子どもだけではないです。ですから皆さん、今年年期にある方からいいますと、自分の、要するに親がいると、そして、振り向いたならば自分の子どもがいる。そう、サンドイッチの状態にありませよ。そうすると、自分の親というのと、必ずしも心理的な状態に於いては乳離れしているわけではないです。縁切りされている。私が言う縁切りというのは、お互いに縁がないという意味ではなくして、自立しているわけでは必ずしもないはずですが。今もって限りなく、確かに我々は家業という観念は、もう薄らいでしましたけれども、いろんな意味に於いて、人間、家族関係的には親が子どもに、子どもから孫にと、こういう具合に、世代的な縦の系列という事を、我々は諦めているわけではないわけです。それを限りなく実践しています。

そうしますと、今の質問に答えるには、家族が変わる過程の中に於いて、ひとり親家族というのを我々はどうかとらえるべきかという事で、実は、後で私は補足の時間きた時にそれを言うつもりましたけれど。ちょっと質問に答えるには時間がかかりすぎていますけれども、ききり言いますと、私達は表面的には平等な社会、個人主義という価値が浸透している社会と、親から見たら子どもは人格的に自立した、人格的に自立性を認められた、そういういわゆる個人主義という事を口では言いますが、私自身は大多数の日本の親子関係、家族関係を見た場

合は、依然として前近代的な特徴があるという事です。だといふ事は、親を持ち合わせない子どもは、逆に言う子どもを産めない、子どもを産めなくて、子どもをちょっと産む時期であるのに子どもを産んでいない母親は、世間的に非常に悪くなっていくわけです。こういう社会では、しよせんは世間体社会です。

つまり、自立、個々が個人主義というのが原点上に戻りますよ。家族からの小さなデマモクランシーというのが親の立場でも、子どもの立場でも、仮にその子どもが被害者であろうが、どんな状況にあって、ひとりびとりの人間的な存在があるままに認めるという事。そこから始まるわけです。

ところが我々日本の場合には、そこに家族主義という個人主義の前に家族主義という大きな傘が被されているわけです。ですから典型的な、つまり両親揃っていて子どもが一人二人という、こういう形からどこかではみ出ているタイプの場合は、あれはどうかとか、こうのとかです。だから、私も大勢に接してきましたけれどもアメリカの女性等は、離婚経験者でありましても、私の離婚は失敗であった、それは不幸であったとか、離婚で不安が増えたとか、そういうような人にはほとんど私は出会った経験がございません。それは人生の新たな前向きな出発点である。むしろ、それによって自信を付けたという人を、私は数多く見てきたわけです。

なぜそれが可能になるか、法制度的な施策の違いは歴然としていますけど、それだけではなくて、実は男性であれ、女性であれ、離婚を経験している人が、していないが、その個人個人の人間に、さきほど出てきましたアイデンティティーとかかわってきますよ。主体性のある自立性のある、そういうような子ができてきているかというところが大きな違いだと思います。裏返して言うところ、ひとり親家庭はなぜ問題なのかといった場合、まず経済的な自立をどう達成していくかという事。それだけではありません。

社会は母子家庭は崩壊家庭だからそのお母さんをはじめ、そのお母さんに育てられた子どもは欠陥があるんだと。だから、非行に走ったんだとどういような、いわれの無い、根拠の無い、レッテル貼りしがちです。これは私達の意識の問題なんです。それをどういいう具合に克服していくかという事です。

皆さんに問われている事は、自分は母子家庭だから、うちは父子家庭だからと、なんとなく後ろめたい気持ちを持つて逃げていると、何か悪い事をしてているのかのように地下に潜った状態であったならば、これは前進はあまり期待できない。ですから、離婚家族は、私に言わせるならこれは正常な家族なんです。人生80年という長い過程で見たならば、離婚はどこの家庭に起こってもおかしくないわけです。核家族が子育てで理想的な現代家族であるかのような錯覚を起こさないで、もうその役割を終わりつつあるわけです。

#### 平田正代

こういった質問が池宮城先生にきいております。児童扶養手当の申請に行ったところ、父親が認知しているで誤当しないと言われたとかで、父親のところへ調査表を送ったところ、そこから返ってこない。福祉事務所からの調査が父親のところから戻ってこない。それで申請が

できない。生活保護の申請の場合にはそのような事があったと。向こうが、取立て無視して送らないとか。

それから小口貸付、これは母子会ですね。小口貸付の時に保証人が一人要るんですが、県外から来たり、近くに親戚がいなかったりして、お友達が皆母子家庭だとすると、母子家庭の人には馴染にくいし、また、保証人にはなりたくないので、そういう場合には気軽に借りられるような方法はないのですかという事なんです。

それから、鹿児島県の参加者からですが、親戚がいなくて保証人等がいなくて、市営団地にまわれなくて困っている。結局、収入は少ないのに高い家賃を払わざるを得ないので、こういうのはどうでしょうかとこの事。

#### 池宮城 紀夫

母子手当の件ですね。離婚した場合、児童扶養手当が支給されているんですが、認知した場合は、これは支給されていないというのが従来の取り扱いで、これはおかしいんじゃないかとこの事で。皆さん、つい3週間位前ですが、これはやはり憲法上の不平等だという事で裁判所に提訴したら、やはり裁判所が、離別に対してしか児童扶養手当を与えないのは憲法違反だという事で、つい最近判決が出ました。これについては、負けた役所等が裁判所に控訴したかどうか、私まだ調べていないんですが、やはりこれは、従来から我々法律家の中では、おかしいという事であったわけですが、何しろ政府が決めた基準がそうだったものから、従来それでみんなやられていたんですが、今度の判決で、これは全部是正されていく可能性が充分強いと思います。そういう意味で制度に於いても、未婚母子と離婚母子の差別という事で、これは本来平等だという事で、裁判所の方が、これは法律がおかしいという事で判決をどんどん積み重ねていく事になると思います。例えば婚姻外の相続の問題ですね。非嫡出子といいますが、相続の場合は、結婚した二人の子どもの間の相続分。その半分しかもらえないというのが現民法の規定になっていますが、これも、やはり憲法上おかしいという事で、これも近々、やはり嫡出子と非嫡出子の相続権の不平等は、民法は、国会で改正される方向にいきつつあります。それから小口貸付の問題ですが、保証人一人を要求しているようですね。保証人が付けられなくて、結局その制度も利用できないと。

これは、こういう問題ですね。例えば市営住宅の問題。保証人がいないと駄目だと。こういうのは考えみてみると、大変な差別なんですね。借りたいという人の生活状況、収入状況を調べて、その程度なら返せると判断すれば、当然それは福祉の一環としての小口貸付ですから。普通のお金の貸し借りなら当然これは保証人を要求しますよね。例えば私が友人から百万円借りますという場合、貸す方は「お前がこけちゃったら大変だから保証人を付けてくれ」と、「保証人を付けるなら貸しますよ。」と。これは民事上の金の取引ですから、貸す方としては当然回収を100%保証する為に、保証人を要求するわけですが、そういう全く取引社会の発想を、この福祉制度の一環として位置付けられているにもかかわらず、保証人を付けると要求する。このへんはやはりおかしいという事で、皆さん方がこの規則を改正せよと、連合会として政

府と掛け合って、一つ一つ変えていく以外ないと思いますね。今、そういう「付ける」という政府の規則があるんですから、各自団体取らざるを得ないわけですが、それをやはり制度としておかしいんじゃないかという事で、政府にぶち当たって、そういうのを変えていく。こういう地道な戦いを積み重ねていく事によって、自立への経済的な基盤の確立に、また一歩近づくわけですから、そういう努力を是非今後やって頂きたいと思えますし、私自身もそしてまた我々法律家もそういう方向で、おおいにバックアップしていきたいと考えてます。

#### 平田 正代

良いインフォメーション提供がありますので、お知らせします。

石川県からの参加者からですが、石川県母子福祉会館では、20年前から母子家庭の為の結婚相談所を開設しましたところ、初めの2年ぐらいで10組ぐらい成婚したそうです。その内1組だけが、また離婚という事になったんですが、他の方は幸せに生活していらっしゃる。最近では、父子家庭からの結婚相談の申し込みがあって、父子家庭対象にもなっているという事で、初婚の女性からの結婚相談の申し込みがと、申し込みもあるようです。ですから各県の母子会の方でそういうのもお考えになってみるというかと思えます。情報提供、ありがとございませう。

池宮城先生、未婚で子どもを産んだ場合でも、父親に対して養育費の請求ができるのでしょ

#### 池宮城 紀夫

現在の民法上は、まず認知してもらわないと養育費請求は認められないわけですが、認知というのは法律上どういう事かという点、やはり結婚というのは一つの制度であって、男と女の間に子どもができたら必ず父親はいるわけですが。母親というのは自分が出産したから、自分の子の母親だというのはこれはもう証明は簡単ですよ。

父親というのは、法的に特定しない事には養育費の義務は発生しないもんですから、未婚の場合は、必ず法制度では認知をして、初めて養育費を、その認知した父親に請求できるという法のシステムになっています。

これは、法律の「出生」という子どもと父親、母親との、特に父親と子どもの関係で、法律上これはもう基本原則ですから、それはやはり争えないかと思えます。

ですからこういうケースは私も20年よく扱ったんですが、まず、認知請求と同時に養育費請求を調停に申し立てるんです。そして認知をさせてすぐに養育費も払わすという形で処理しています。

#### 平田 正代

家庭裁判所に相談に行きますと、認知の請求、或いは親子関係の存在、親子関係があるという事を相手側に認めて欲しいという請求ができますので、気軽に家庭裁判所の方へご相談にい

かれたら直しいと思います。

もう一つ裁判に関してなんですが、調停等の申し立ての場合は、原則として相手方が居る所の裁判所という事で、或いは相手方が逃げたまま、或いは仕事で遠くへ行っていた場合に、現実申し立てができないという不利があるのですが、そういう事について、お話し下さい。

#### 池宮城 紀夫

今の手続きの法が、調停が相手方所在地の家庭裁判所に申し立てる事になっているものですが、これで私もいつも頭が痛いんです。

この沖繩も復帰した20年間で、復帰前までは他府県との交流はそれほどなかったわけですが、ところがこの20年間で若い子なんかもほとんど他府県に仕事に行ったり職場で知りたり、或いは周辺で知って結婚するんです。

ところがうまくいかずに離婚して舞い戻って来るというケースも結構あるんですね。離婚せずに、男から「お前で行け」という事で、着の身着のまま子どもと二人連れられて、結局沖繩に戻って来た。そこで、離婚したいという事で母子センターに来るんですが、相手は東京とか他府県に居ると。その場合、まず離婚する場合も当然こういうケースですから協議離婚、話し合いではできないケースなんです。どうしても調停を申し立てないといけない。

ところが、調停は東京に居る彼の所に原則としてやらないといかんと。それで東京まで行くのに旅費なんて1回で10万円位かかっちゃうと。これじゃ大変だということになって、何しろ沖繩は特に離れているものから、このケースについては大変困っているわけです。

それで、沖繩の那覇家庭裁判所にかくここで受け付けてくれと。それも例外的に出来るわけですね。原則としては相手方なんですが、那覇で受け付けて、そして相手の東京での家庭裁判所と、これは司法共助と言うんですが。要するに那覇の家庭裁判所が、東京の家庭裁判所に調停を調査報告をして、それで東京の裁判所の調査官なり裁判所が、この男を呼び出して調査して、そして那覇と東京の裁判所が常時連絡を取り合いながら、そこで調停で離婚出来るという事であれば、それで最終的には一度は行かないといけません、そういう形で処理するというケースがあるわけです。

現実には何しろ離婚を申し立てるのは女性側で、しかも虐待とか生活費を払えない、暴力をして飲酒とか、そういう離婚の原因が、私が20年近くやっているケースの殆どの離婚原因は男の方が作っているものから、そういう男達か、東京、大阪、或いは他府県に居て、妻を放り出してしまっていて、自分はまたまた勝手な事をしているというケースが殆どなものですから、おっしゃるような調停の手続きを、やはり原則として申し立てる人の所という事。現状ではやはり女性の側が、しかも今言った男のいろんな形で選棄されたケースが多いわけですから。そういう意味では、やはり両方で、相手の所でも出来る。そして申し立てる人の所でも。両方調停。どちらで調停を申し立ててもいいということまで、調停の手続きを変えないといかないと思えます。

そのへんの問題もやはり連合会が、具体的な提言を最高裁判所あたりに掛け合って、法律を

改正。手続き法を改正していくという事は、是非やって頂きたいと思えます。

#### 平 田 正 代

ホフマンさん、何か追加コメントがございますか。

#### ベティ・ホフマン

アイデンティティーのもう一つの言葉は英語でセルフイメージと言います。そして最後に、水の言葉でめめたいと思います。

自分がアメリカ人なのか、日本人なのか、日本人のか、日本人のか、一人の人間でありたい。ハーフと言う代わりに、ダブルだと胸を張って言いたい。何故ならアメリカ人と日本人の両方の血を与えてもらったのだから。そうです。見かけはアメリカ人だが心は日本人なのです。

#### 平 田 正 代

一つだけホフマン先生にお伺いしたいんですが、アメリカでは母子家庭になりますと社会的に低く見られますか。ブレジデスとか他の普通の家庭よりも、もっと低いというふうな思われる事がありますか。

#### ベティ・ホフマン

いいえ、全然。別に偏見はありません。

#### 平 田 正 代

一つの家庭のあり方ですね。

#### ベティ・ホフマン

そうです。

#### 平 田 正 代

日本もそうじゃないといけませんよね。

玉城先生お話がございましたらどうぞ。

#### 玉 城 隆 雄

核家族はもうそろそろその社会的役割は終えたのではないかという事を、決して言葉のすみで言わなければならないんですけど、21世紀の家族の在り方を真剣に考えた場合に、今私達が理解しているような形の核家族、即ち夫と妻の間に固定的な役割分担がパターン化するというのではなく夫も妻もそれぞれの役割を相互乗り入れの的にこなした時に、家族らしくなるだろうという事です。

離婚というのは社会病理という意識からアブローチするのではなく、離婚した家庭も正常な家庭だという意識を我々によって初めて、伝統的な世間体意識がだんだん薄くなりまます。そして政策的にも母子家庭の福祉の充実を目指して、強化されていく事が期待されるわけです。

#### 平田正代

池宮城先生、非常に養育料についてのご質問が多いんですね。相手もお金が無く取れなかつた場合、或いは相手が病気であつた場合とか、どうしたらいいかですかですね。皆さん養育費の請求が法制化されて保障されるという事を強んでおられるんですけども、その点についてお話し下さいませ。

#### 池宮城 紀夫

養育費が月いくらなのかというのには別に基準はございません。例えば離婚する前に夫の収入が月50万円あれば、その50万円に見合つた養育費をひとりにつきいくらかという事になります。夫が20万円程度しか取つてなかつた場合は、それに応じてという事ですね。

沖縄の場合は無理も言いましたように、全国平均の70%前後の県民所得なものですから、現実に那覇家裁に調停がなされている養育費は、ひとりにつき大体3万円程度ですね。

養育費をちゃんと取れても額が少ない。ですから、それで間に合わない分はやはり福祉制度として、例えば児童扶養手当の額をもっと増やすとか、国家としての福祉政策をもっと要求し、実現していく皆さん方の力を作り上げて、政府に反映させていく努力が一層必要だと思います。

#### 平田正代

人間、結婚する自由もあり離婚する自由もあっていいと思います。離婚する自由というのは法制度でも母子家庭、単親家庭が認められて、いろいろな保障がちゃんと得られるということ

です。

離婚をしたければできる自由というのも、非常に大切な自由ではないかと思われまます。そうしますと、やっぱり単親家庭というのは、ひとり親というのは収入も一つになる。普通、両親がいた場合、まあ、専業主婦の場合もありますね、それはお金が実際入つてこなくとも支えているわけですので、収入が二つあるのと同じですね。ひとり親家庭になると収入源が一つになるというのが、やっぱり一番大きな問題になりますので、私達はなるべく時給の高い職業ということですが、そういうものが得られるように自分でいろいろ技術を身につけたり、いろいろ考えて付加価値を、同じ事でも付加価値をつけて、より高い収入が得られるような事を普段から考えている事が、この自由を確保する方法かなと思つたり致します。

離婚もひとつの在り方、生き方なので、それをマイナーでとらえないという事を、玉城先生がなさっておつちやりました。ひとつの人生のただ変化であつて、固定的な概念ではないという事ですね。ですから最近、「頑張つて」という事を言うのと、相手に負担をか

けるという事をよく言われますよね。「頑張つて」じゃなくて、離婚した人を大変だと思つているのに、「頑張つて」と言うんじゃないで、「くよくよしないで、一緒に頑張ろう。」一緒に頑張ろうというか、くよくよしないで、ディクイットイージーというのは英語で言うんですけど、「まあ、気楽に行こうよ」というふうな感じで、人生のそういう困難に立ち向かつていけば、努力するのは当然の事です。頑張るも当然頑張ります。当然、当然、努力します。ただ、周りがもつと気楽になつていこうというふうに見あげたら、すごくいいんじゃないかと思つた。

それから、養育費の支払いとか、いろいろな問題なんですけど、与えられるものではなくて、自分達が何らかの形で、運動を広げていくというふうな形で、勝ち取つていかなければならぬという事が沢山あると思つた、これだけの全国の輪が集まれば、不可能も可能になると思つた。

#### 富山 光 枝

第4分科会、参加者の誰もが希望と勇気を与えられた、貴重な3時間だったと確信致します。会場の皆様、いかがでしたでしょうか。

私達に、堂々と羽ばたき、更に、更に、自信を持って翻いていける道を示してくださいました。パティエール・ホフマン先生、玉城隆雄先生、池宮城紀夫先生、そして平田正代先生に、心から感謝の拍手を送り、第4分科会、これで閉会したいと思います。

会場の皆様、ご協力ありがとうございました。